

一般社団法人長野県農業会議 第111回常設審議委員会の概要

令和7年6月13日（金）に長野市「JA長野県ビル」において開催した、第111回常設審議委員会の審議結果等の概要は下記のとおりです。

記

1 農地法等に基づく審議

（1）第1号議案

農地法第5条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

2 協議事項

令和7年度における農業者年金の取組方針（案）について
資料②により説明し原案どおり決定しました。

3 報告事項

- （1）第10回通常総会の開催計画について
 - （2）第10回通常総会の提出議案について
 - （3）農業振興地域の整備に関する法律の改正について
 - （4）盛土規制法と農地転用について
 - （5）諸規程（常設審議委員会傍聴要領等）の改正及び制定について
- 資料③、④、⑤、⑥、⑦により説明しました。

一般社団法人長野県農業会議 第111回常設審議委員会 出席者名簿

期日 令和7年6月13日
場所 JA長野県ビル12A

■常設審議委員 在籍者30人、出席者27人（敬称略）
○印は出席者

氏 名			
正副会長	24 (会 長) 望月 雄内 ○	1 (副会長) 市川 覚 ○	8 (副会長) 田中 悦郎 ○
常設審議委員	2 小山田 武 ○	3 片岡 正夫 ○	4 小泉 幸善 ○
	5 氣賀澤道雄 ○	6 高田 清人 ○	7 高橋 徳 ○
	9 佐原 悦司 ○	10 伊藤 宏昭 ○	11 保木野 幸雄
	12 神林 利彦 ○	13 青木 保 ○	14 増田 善行 ○
	15 沼田 浩子 ○	16 神農 佳人	17 中村 光男 ○
	18 眞島 実 ○	19 宮澤 清志 ○	20 小林 安男 ○
	21 平林 孝保 ○	22 武重 正史 ○	23 長谷川 孝治
	25 依田 明善 ○	26 峯村 勝盛 ○	27 浅田みさ子 ○
	28 高林 敬子 ○	29 小林文彦 ○	30 伊藤 洋人 ○
県等	県農政部農業政策課 市川農業団体・共済係長、野村農地調整係長		
事務局	伊藤専務理事兼事務局長(前掲)、三井参事兼部長、山際部長、土屋部長、中島審議役、土屋主査、高嶋主任、倉田囑託		

一般社団法人長野県農業会議 第 111 回常設審議委員会次第

日 時：令和 7 年 6 月 13 日（金）13:00～
場 所：長野市 JA 長野県ビル 12 階 「12A 会議室」

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第 1 号議案

農地法第 5 条の規定による意見回答について

7 協議事項

令和 7 年度における農業者年金の取組方針(案)について

8 報告事項

(1) 第 10 回通常総会の開催計画について

(2) 第 10 回通常総会の提出議案について

ア 令和 6 年度事業報告の承認について

イ 令和 6 年度計算書類(正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録並びに附属明細書)の承認について

(3) 農業振興地域の整備に関する法律の改正について

(4) 盛土規制法と農地転用について

(5) 諸規程(常設審議委員会傍聴要領等)の改正及び制定について

9 その他

(1) 農業者年金の加入推進について

(2) 次回の開催計画について

7 月 15 日（火）13:30～ JA 長野県ビル 12 階 「12A 会議室」

10 議長退任

11 閉 会

主 要 会 務 報 告

(令和7年5月15日開催の常設審議委員会以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報部関係

5月19日	支部担当者会議	(Web)
5月26日	監査会	(長野市)
6月 3日	第19回定時理事会	(松本市)
6月 3日	農業委員会長及び事務局長合同会議	(松本市)

(2) 農政・農地部関係

5月28日	県選出国會議員との要請懇談会	(東京都)
6月 6日	地区常設審議委員会	(小諸市、伊那市、塩尻市)
6月 6日	農地利用最適化に係る月次情報交換会議	(")

(3) 担い手・経営・年金部関係

5月19日	「雇用就農資金」現地調査	(北信1経営体、中信2経営体)
5月21日	〃	(北信1経営体、中信1経営体)
5月23日	〃	(東信2経営体)
5月26日	〃	(中信3経営体)
5月29日	〃	(南信3経営体)
6月 6日	農業者年金課題別研修会「現況届」	(Web)
6月10日	「雇用就農資金」雇用就農者研修会及び事業説明 ・指導者養成研修会	(長野市)

2 組織関連の会議

5月15日	都道府県農業会議会長会議
5月20日	農業者年金新任者等業務研修会
～21日	
5月22日	木曽地方農業委員会協議会総会
5月28日	全国農業委員会会長大会
5月29日	農業者年金オンラインセミナー
5月29日	19市農業委員会協議会通常総会
～30日	
6月 5日	県農業者年金推進協議会監査会
6月11日	全国農業会議所定時監査会
6月12日	全国農業会議所理事会
6月13日	県農業者年金推進協議会総会

3 その他の会議

5月20日	松本地区新規就農促進連絡会議
5月21日	県農業担い手育成基金理事会
5月21日	県農業再生協議会担い手・農地部会
5月21日	農業構造転換集中対策を強力に推進する緊急総決起大会
5月22日	農業近代化資金説明会
5月26日	〃
5月28日	県農業再生協議会監査会

5月28日	地域計画調査分析業務公募型審査会
5月29日	公社・公団等連絡会議新規採用職員オンライン研修会
5月30日	「風さやか」推進協議会総会
6月6日	第1回農業経営サポート事業経営戦略会議
6月10日	地域計画推進研修会
6月10日	県農林研究財団理事会
6月12日	県原種センター第26回通常総会
6月12日	県農業開発公社第27回評議員会

4 要請等

実施日	内 容	提出先
5月28日	改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた提案について	県選出国會議員

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和7年6月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面 積 (㎡)		
			田	畑	計
東信	1	1	0.70	0.00	0.70
小諸市	1	1	0.70	0.00	0.70
南信	2	2	18,979.00	3,058.36	22,037.36
飯田市	1	1	0.00	3,058.36	3,058.36
松川町	1	1	18,979.00	0.00	18,979.00
中信	1	2	4,952.36	4,388.62	9,340.98
安曇野市	1	2	4,952.36	4,388.62	9,340.98
北信	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	4	5	23,932.06	7,446.98	31,379.04

令和7年度における農業者年金加入推進の取組方針（案）

令和7年6月13日

一般社団法人長野県農業会議
長野県農業協同組合中央会
長野県農業者年金推進協議会

1 加入推進の目標設定

厚生労働省及び農林水産省から、令和5～9年度を対象期間とする第5期中期目標においては、若い農業者及び女性農業者に重点を置いた制度の周知徹底を図るとの方針とともに、対象期間の終了時までに若い新規加入者（20歳以上39歳以下）を5,500人以上、女性の新規加入者を3,400人以上、それぞれ確保するという数値目標が示された。

また、独立行政法人農業者年金基金から、この達成を目指した各都道府県の目標数が示された。

これを受けて、長野県における令和7年度の新規加入目標は、全体で139人、20歳以上39歳以下が97人、女性が89人として、1市町村1人以上の新規加入者の確保を基本に、すべての市町村において目標の達成を期することとする。

令和7年度 長野県加入目標（別紙参照）

全	体	139人
うち20～39歳		97人
うち女	性	89人

2 加入推進強化月間の設定

令和7年11月～令和8年2月を加入推進強化月間に設定する。

3 加入推進対策の実施

（1）県段階の取組

一般社団法人長野県農業会議、長野県農業協同組合中央会及び長野県農業者年金推進協議会は、全市町村において令和7年度新規加入目標が達成できるよう、以下の取組を行う。

ア 農業者（農業者組織）への加入推進【新規】

県の現地機関等とも連携し、現地訪問による農業者（農業者組織）への説明を実施する。

イ 加入推進に係る現地対策の実施【新規】

農業委員会・JAへ出向き、委員及び事務局担当者とともに推進対策を協議し、効果的な現場活動が行われるよう支援する。

ウ 課題別説明会の開催

現況届に係る事務処理や支給停止・支給停止除外の概要等、課題別の説明会をタイムリーに、参加しやすいようにWebで開催する。

エ 新任担当者研修会の開催

農業者年金制度と加入推進等の基礎知識の習得を図るため、Web開催する。

オ 業務担当者会議の開催

本年度の取組方針等の周知徹底を図るため、6月26日にWeb開催する。

カ 加入推進特別研修会の開催

加入目標達成に向けた検討・事例報告等を行うため、加入推進部長、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA役職員、市町村農業者年金協議会役員等を対象に、県内2会場で開催する。

東北信対象：9月16日（火）長野市 JA長野県ビル

中南信対象：9月17日（水）松本市 浅間温泉文化センター

キ 広報活動の実施

ラジオCM、新聞広告等を活用したPR活動を実施する。

ク 加入推進に功績のあった団体・個人に対する表彰の実施

表彰規程に基づき、加入推進功績者に対する表彰を実施する。

ケ 農業者年金広域アドバイザーの設置

県域に、農業委員会における普及啓発の支援を行う農業者年金広域アドバイザーを2名設置する。

① 元 農業会議専務理事 宮島明博 氏

② 前 農業会議農業者年金総合指導員 成田房子 氏

コ 加入推進普及資料の作成・配布等

効果的な加入推進を行うための普及資料（チラシ等）を作成・配布する。

（2）市町村段階の取組

農業委員会、JA及び市町村年金協議会は、連携して以下の取組を行う。

【本年度の重点取組】

① 改選農業委員会（10市町村）等における加入推進研修会の開催

② 加入推進名簿を活用した「戸別訪問活動」の強化

③ 農業者年金制度のPR活動

ア 加入推進研修会の開催

改選農業委員会等において、加入推進を担う者（加入推進部長、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員等）を対象とする加入推進研修会を開催し、その研修会の講師として、農業者年金広域アドバイザー等を派遣することができるので、事前に農業会議と相談する。

イ 加入推進名簿を活用した「戸別訪問活動」の強化

加入推進名簿の整備・更新に当たっては、市町村の個人情報保護条例を踏まえ、関係部署や農業関係機関等との連携を図った上で作成する。

また、「戸別訪問」による直接的な制度の説明、加入の働きかけを積極的に行うこととし、加入推進した結果を「加入推進記録簿」に記載の上、継続的に取り組む。

ウ 加入推進部長の設置

- ① 加入推進部長は、地域の加入推進リーダーとして、制度の普及と加入推進に意欲を持つと判断される適切な者を選定し、役割を説明した上で推薦する。
- ② 加入推進部長は、加入推進体制の整備から戸別訪問まで積極的に取り組む。

エ 農業委員会とＪＡ等との連携強化

農業委員会とＪＡ及び関係機関・団体は、相互連携のもとで、加入推進に係る次の取組を行う。

① 加入推進活動計画（管理表）の策定

加入推進が着実かつ効果的に実施できるよう、加入推進体制や加入推進名簿の整備、加入推進強化月間の設定、戸別訪問の実施等について、検討の上、「加入推進活動計画（管理表）」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式第２号）を策定する。

② 加入推進対策会議の開催

農業委員会とＪＡ等の関係者が集まり、加入推進活動計画を踏まえ、具体的な活動日程の作成、推進班等の整備、加入推進名簿への追加・更新、戸別訪問対象者の選定等の打合せを行う加入推進対策会議を開催する。

加入推進対策会議においては、四半期毎を目途に、加入推進活動計画の管理・進捗状況等の検証を行い、農業委員会総会やＪＡ役員会等での報告を行うとともに、一度も戸別訪問を行っていない者の把握とその対応を含めて協議する。

(3) 加入推進活動の報告・点検等

農業委員会、ＪＡ及び加入推進部長は、以下により書類を作成の上、報告する。

報告期日	内 容	様 式	作成者	報告先
令和7年 6月23日(月)	加入推進部長推薦・活動計画書	様式 1号	農業委員会	農業会議
6月23日(月)	加入推進活動(計画)管理表	様式 第2号	農業委員会 ＪＡ	農業会議 ＪＡ長野中央会
11月17日(月)	加入推進活動(実施状況)管理表	様式 第2号	農業委員会 ＪＡ	農業会議 ＪＡ長野中央会
令和8年 1月30日(金)	農業者年金加入推進記録簿	様式 例4	加入推進部長	農業委員会
2月6日(金)	加入推進部長の活動実績報告書 兼活動記録簿	様式 2号	農業委員会は、活動時間を確認し 様式2号を農業会議へ報告	
4月中旬	農業者年金業務委託手数料交付 請求書	様式 第1号	農業委員会 ＪＡ	農業会議 ＪＡ長野中央会
5月11日(月)	加入推進活動＜実績＞管理表	様式 第2号	農業委員会 ＪＡ	農業会議 ＪＡ長野中央会
5月11日(月)	農業者年金業務委託手数料実績 報告書	様式 第3号	農業委員会 ＪＡ	農業会議 ＪＡ長野中央会

令和7年度 農業者年金の市町村別加入目標数

単位：人

市町村名	全体			20歳～39歳			女性			加入目標数		
	基幹的 農業者数 ①	被保険 者数 ②	加入 推進 対象者 ①―②	基幹的 農業者数 ③	被保険 者数 ④	加入 推進 対象者 ③―④	基幹的 農業者数 ⑤	被保険 者数 ⑥	加入 推進 対象者 ⑤―⑥	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性
長野市	696	101	595	117	18	99	286	33	253	7	3	3
松本市	821	181	640	191	34	157	344	41	303	8	5	4
上田市	301	88	213	84	20	64	100	17	83	3	2	1
岡谷市	21	5	16	3	1	2	9	3	6	1	1	1
飯田市	487	145	342	111	36	75	193	42	151	5	3	2
諏訪市	62	16	46	11	3	8	23	4	19	1	1	1
須坂市	333	41	292	65	9	56	131	6	125	4	2	2
小諸市	208	34	174	48	4	44	74	11	63	2	2	1
伊那市	209	47	162	41	5	36	67	12	55	2	1	1
駒ヶ根市	86	22	64	26	4	22	36	5	31	1	1	1
中野市	683	134	549	149	29	120	278	32	246	8	4	3
大町市	60	11	49	12	1	11	21	2	19	1	1	1
飯山市	171	37	134	30	4	26	64	8	56	2	1	1
茅野市	137	29	108	27	9	18	55	7	48	2	1	1
塩尻市	299	70	229	60	14	46	116	15	101	3	2	2
佐久市	353	46	307	93	7	86	116	12	104	4	3	2
千曲市	122	18	104	21	8	13	61	4	57	2	1	1
東御市	183	21	162	44	5	39	65	4	61	2	2	1
安曇野市	407	50	357	101	8	93	138	11	127	4	3	2
小海町	73	23	50	17	3	14	27	8	19	1	1	1
川上村	681	105	576	223	20	203	299	15	284	7	6	3
南牧村	322	74	248	107	13	94	135	19	116	3	3	2
南相木村	35	5	30	3	1	2	16	1	15	1	1	1
北相木村	24	2	22	4	0	4	10	0	10	1	1	1
佐久穂町	98	17	81	22	1	21	37	4	33	1	1	1
軽井沢町	34	19	15	6	3	3	17	3	14	1		1
御代田町	122	19	103	29	1	28	46	2	44	2	1	1
立科町	82	12	70	13	1	12	35	3	32	1	1	1
青木村	21	9	12	5	0	5	8	4	4	1	1	1
長和町	25	5	20	7	3	4	7	1	6	1	1	1
下諏訪町	2	0	2	0	0	0	1	0	1	1		1
富士見町	92	17	75	24	2	22	39	5	34	1	1	1
原村	177	22	155	49	2	47	67	7	60	2	2	1
辰野町	16	10	6	5	3	2	7	4	3	1	1	1
箕輪町	61	15	46	16	5	11	23	3	20	1	1	1
飯島町	84	14	70	15	1	14	29	8	21	1	1	1
南箕輪村	61	18	43	13	4	9	27	6	21	1	1	1
中川村	43	14	29	11	1	10	14	7	7	1	1	1
宮田村	33	14	19	5	2	3	12	3	9	1	1	1

令和7年度 農業者年金の市町村別加入目標数

単位：人

市町村名	全体			20歳～39歳			女性			加入目標数		
	基幹的 農従事者数 ①	被保険 者数 ②	加入 推進 対象者 ①－②	基幹的 農従事者数 ③	被保険 者数 ④	加入 推進 対象者 ③－④	基幹的 農従事者数 ⑤	被保険 者数 ⑥	加入 推進 対象者 ⑤－⑥	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性
松川町	229	35	194	43	8	35	97	7	90	3	2	1
高森町	147	36	111	26	6	20	73	10	63	2	1	1
阿南町	19	3	16	2	2	0	9	1	8	1		1
阿智村	46	3	43	9	0	9	16	1	15	1	1	1
平谷村	3	0	3	1	0	1	0	0	0	1	1	
根羽村	2	2	0	0	2	0	0	1	0	1		
下條村	53	9	44	11	3	8	24	0	24	1	1	1
売木村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
天龍村	4	0	4	0	0	0	1	0	1	1		1
泰阜村	8	0	8	0	0	0	3	0	3	1		1
喬木村	53	6	47	5	1	4	23	2	21	1	1	1
豊丘村	62	10	52	15	3	12	20	1	19	1	1	1
大鹿村	10	1	9	3	1	2	4	0	4	1	1	1
上松町	7	0	7	1	0	1	1	0	1	1	1	1
南木曾町	5	0	5	1	0	1	3	0	3	1	1	1
木祖村	21	5	16	6	0	6	10	2	8	1	1	1
王滝村	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1		
大桑村	6	1	5	0	0	0	2	0	2	1		1
木曾町	31	0	31	8	0	8	8	0	8	1	1	1
麻績村	14	1	13	4	1	3	5	0	5	1	1	1
生坂村	20	4	16	3	1	2	9	1	8	1	1	1
山形村	164	44	120	43	16	27	66	13	53	2	1	1
朝日村	110	65	45	24	12	12	46	20	26	1	1	1
筑北村	25	8	17	5	1	4	9	2	7	1	1	1
池田町	30	6	24	13	2	11	9	1	8	1	1	1
松川村	66	9	57	15	3	12	29	1	28	1	1	1
白馬村	22	2	20	2	0	2	6	1	5	1	1	1
小谷村	10	0	10	6	0	6	4	0	4	1	1	1
坂城町	54	13	41	10	3	7	18	1	17	1	1	1
小布施町	215	27	188	29	4	25	102	11	91	3	1	1
高山村	88	11	77	18	2	16	38	1	37	1	1	1
山ノ内町	304	154	150	74	35	39	131	51	80	3	2	2
木島平村	53	17	36	13	5	8	23	4	19	1	1	1
野沢温泉村	11	2	9	3	0	3	2	1	1	1	1	1
信濃町	56	9	47	16	4	12	22	0	22	1	1	1
小川村	11	3	8	0	1	0	4	0	4	1		1
飯綱町	143	20	123	28	6	22	57	6	51	2	1	1
栄村	24	3	21	5	0	5	7	1	6	1	1	1
合計	9,853	2,019	7,834	2,250	407	1,843	3,914	512	3,402	139	97	89

※1 基幹的農従事者数は、60歳未満の人数で、2020年農林業センサスの確定値。

※2 被保険者数は、令和7年2月末現在。

※3 令和7年度 加入目標（全体）は、1市町村1人以上とし、基幹的農従事者数等を考慮した数とした。

第10回通常総会の開催計画

日時 令和7年6月20日（金）午後1時

場所 松本市浅間温泉文化センター「大会議室」

次 第	時 間
1 開 会	1 3 : 0 0
2 会長挨拶	
3 表 彰（令和6年度情報活動功労者表彰）	
4 来賓祝辞	
5 議長就任	
6 議事録署名人指名	
7 主要会務報告	
8 議 事 第1号議案 令和6年度事業報告の承認について 第2号議案 令和6年度計算書類（正味財産増減計算書、貸借対照表） 及び財産目録並びに附属明細書の承認について	
9 議長退任	
10 閉 会	1 4 : 2 0
○事例発表 テーマ：「地域計画の実践に向けた取組について」（仮題）	1 4 : 3 0
発表者：高森町農業委員会	1 5 : 0 0

一般社団法人長野県農業会議第10回通常総会の提出議案

第1号議案	令和6年度事業報告の承認について……………	1
第2号議案	令和6年度計算書類（正味財産増減計算書、貸借対照表）……… 及び財産目録並びに附属明細書の承認について	24

令和6年度事業報告書

第1 事業概況

我が国の農業・農村は、担い手の減少と高齢化、遊休農地の増加などの構造的な課題に加え、ウクライナ情勢等による世界的な食料需給の変化、飼料、肥料、生産資材等の価格の高止まり、脱炭素社会の構築、デジタル化への対応など、様々な課題に直面している。

特に、担い手の減少と高齢化の進行は深刻であり、今後、耕作できなくなる農地が急増し、農地面積が大幅に減少することが懸念されている。

このため、優良農地を維持し、競争力のある収益性の高い農業の確立を図るとともに、農村の暮らしを守っていくためには、多様な担い手の確保・育成、農地の集積・集約による優良農地の維持、スマート農業の導入などによる省力化・生産性の向上等の取組を関係者が一丸となって進めることが必要となっている。

このような情勢の中、国は、令和6年6月に食料安全保障の強化等を柱とした「食料・農業・農村基本法」を四半世紀ぶりに改正し、食料安全保障の基盤となる農地の確保や適正利用等を目指し、農地法・農振法等の関連法を改正するとともに、令和7年4月に同基本法を具体的に進めるための「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定した。

また、地域農業の方向性や将来の農地の担い手を話し合った「地域計画」が令和7年3月には県内全市町村で公表された。策定までの間、農業委員会は「目標地図」の素案の作成や地域の話合いへの参加など、農業者等とともに地域の農業・農地の未来を描いていく重要な役割を果たした。

一方、本県では、令和5年度に長野県が策定した「第4期長野県食と農業農村振興計画」の目指す姿と施策の展開方向に沿って、農業委員会組織として同計画の目標達成に向けた取組が必要となっている。

これらを踏まえ、当会議は、知事指定の「農業委員会ネットワーク機構」として、農業委員会と会員組織等との一層の連携のもと、下記の6つの事業を柱として、農業委員や農地利用最適化推進委員の活動に対する研修・相談活動をはじめ、農業者年金の普及や雇用就農対策の推進等を通じた担い手への経営支援、農地に関する情報収集・提供活動、農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出等の農政活動などを実施した。

さらに、令和6年度は県内で4分の1を超える農業委員会で改選が行われたことから、農業委員会へのきめ細かな支援活動に取り組んだ。

《令和6年度事業推進の柱》

- 1 地域計画に係る農業委員会の新たな役割への支援
- 2 農業委員会サポートシステム及びタブレットの利用促進に向けた支援
- 3 就農相談活動と雇用就農資金の活用による新規参入の促進
- 4 農業者年金加入者累計15万人早期達成全国運動に基づく、長野県独自の新規加入目標の達成と更なる上積みに向けた加入推進活動の実施
- 5 農業者の声をくみ上げた政策提案活動
- 6 全国農業新聞の委員皆購読の実現に向けた活動支援

第2 事業内容

I 農業委員会の活動体制の整備・強化に向けた支援

本年度に改選を迎えた農業委員会への手続き等の支援及び農地利用の最適化に向けた活動体制の整備・強化を図るための支援を行った。

1 令和6年度に改選を迎えた農業委員会への重点支援

- (1) 新任農業委員・推進委員が業務を円滑に実施できるよう、必要な知識の習得、意識の向上を図るため、農業委員会総会等に出向き個別支援活動を実施した。

期 日	場 所	出席者	期 日	場 所	出席者	内 容
4月11日	中野市	42人	8月27日	木島平村	23人	1 農業委員会 法・農地法・ 関連法 2 地域計画 3 農業者年金 他
4月25日	小布施町	19	8月29日	松本市	32	
5月31日	諏訪市	26	9月30日	松本市	44	
6月27日	山ノ内町	18	12月 3日	中川村	20	
7月19日	豊丘村	25				
7月22日	上田市	47				
7月22日	安曇野市	51				
7月25日	坂城町	20				
8月26日	飯山市	28				

- (2) 委員の改選手続き等に関する相談説明会を開催（Web形式等）するとともに、電話・メール等による農業委員会の運営に関する日常的な相談活動を実施した。

- (3) 農業委員会の活動体制の実態把握を行い、研修会等を通じて情報の共有化を図った。

2 市町村基本構想を踏まえた「農地利用最適化指針」の見直し支援

- (1) 市町村基本構想（市町村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想）を踏まえた最適化推進指針の見直し等への支援（Web形式）

- (2) 農業委員会事務局に対する個別支援（随時）

3 女性・青年農業者等、多様な人材の農業委員・推進委員への登用促進

農業委員・農地利用最適化推進委員への女性、多様な人材の登用促進を図った。

- (1) 改選農業委員会への女性登用促進キャラバンの実施

期 日	農業委員会名	要請者	参加者
12月19日	阿南町	県女性協議会長、 女性協議会支部長、 事務局	町・村長、議会議長、農業委員会 会長、担当者
3月 6日	南牧村		
	南相木村		
	北相木村		

- (2) 女性の農業委員及び農地利用最適化推進委員の登用促進研修会の開催

ア 県内女性農業委員会研修

期 日	場 所	出席者	内 容
7月23日	長野市	67人	1 演題 クリエイティブ（創造的な）農業について 2 講師 株式会社ドロップ 代表取締役 三浦 綾佳 氏

イ 北信越ブロック女性農業委員会研修会

期 日	場 所	出席者	内 容
10月28日	富山市	25人	1 農地利用の最適化ならびに情勢報告 (一社) 全国農業会議所 伊藤 野百合 氏 2 ワークショップ 地方考夢員®研究所代表 澤畑 佳夫 氏

ウ 県内女性農業委員会研修会

期 日	場 所	出席者	内 容
2月20日	佐久市	111人	1 演題 女性の力で地域を変える ～持続可能な農業と地域づくり～ 2 講師 株式会社山下フルーツ農園 代表取締役 山下 絵里 氏

(3) 登用促進アドバイザーの委嘱及び登用促進活動の展開支援

ア 登用促進活動検討会の開催

期 日	場 所	出席者	内 容
7月23日	長野市	9人	令和6年度の登用活動の取組について
10月18日	〃	10	令和6年度の登用活動について
2月20日	佐久市	8	女性登用促進に関する要請決議について

イ 市町村に対する女性委員登用促進に向けての対話と要請 (再掲)

期 日	場 所	出席者	要 請 先
12月19日	阿南町	5人	町長、議会議長等
3月 6日	南牧村 南相木村 北相木村	6	村長、議会議長等

(4) 長野県農業委員会女性協議会の女性登用促進活動との連携及び支援

期 日	場 所	出席者	内 容
7月 9日	塩尻市	10人	女性農業者と知事との意見交換会 女性が輝く魅力ある農業・農村づくり テーマ 「農業・農村に女性が定着してもらうためには」

II 農地利用最適化の取組強化に向けた支援

市町村が策定する「地域計画」及び同計画に必要な「目標地図」の素案の作成や、地域における話し合い（協議の場）が効果的に実施されるよう、県、JA長野中央会、県農地中間管理機構及び県土地改良事業団体連合会等関係機関・団体との更なる連携強化を図りながら、研修会の開催や農業委員会の取組状況に応じた個別支援を行った。

1 「地域計画」への取組及び「目標地図」の素案作成等に向けた活動の支援

(1) 農業委員会における「地域計画」への対応及び「目標地図」の素案づくり等に係る伴走支援（随時）

ア 地域計画・目標地図作成支援の実施（随時）

イ 農業委員会巡回支援活動の実施

期 日	場 所	出席者	内 容
4月11日	中野市	30人	地域計画策定に係る農業委員会の役割について他

- (2) 長野県農業再生協議会担い手・農地部会（農地流動化検討会）事務局員会議による県段階における関係機関・団体との連携・検討の実施

期 日	場 所	内 容
4月28日	長野市	地域計画の推進について他
11月 5日	〃	地域計画の取組状況について他
11月24日	〃	10広域における地域計画の取組状況について

- (3) 県など関係機関・団体と連携した取組の推進に向けた研修会の開催

期 日	場 所	出席者	内 容
7月20日	長野市	152人	県主催の地域計画策定研修会（シンポジウム）の開催 1 地域計画策定に係る農業委員会の役割について他
8月18日	佐久市	69	
8月21日	松本市	75	
8月31日	伊那市	48	

- (4) 農業委員長実務研修会の開催（6月・3月の総会時）

- (5) 農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会の開催（11月の県大会時、長野市）

- (6) 農地利用最適化に係る月次情報交換会議の開催（毎月）

- (7) 地区別農業委員等研修会における情報提供等取組支援（支部主催 随時）

- (8) 支援活動

ア 農業委員会主催の農地利用最適化活動研修会への支援

イ 「目標地図」の素案策定等の取組事例の横展開による活動支援

2 国のガイドラインに基づく農地利用の最適化に向けた目標設定・活動等の支援

- (1) 最適化活動に係る国のガイドラインを踏まえ、農業委員会が行う最適化活動の目標設定、委員の日常的な活動記録の徹底及び目標達成に向けた活動及び点検・評価・公表活動を支援した。

ア 農地利用最適化活動の体制整備に関する説明会の開催（Web形式）

イ 農業委員会巡回相談の実施（希望に応じて随時実施）

ウ 農地利用最適化活動の情報提供及び優良活動の横展開による活動支援

<参考> 最適化活動日数（令和5年度実績）

区 分	目標日数	平均日数	最大日数	最小日数
長野県	10.1日/月	6.8日/月	14.0日/月（王滝村）	0.7日/月

※ 令和6年度実績については、6月末頃に公表の予定

- (2) 農地利用最適化交付金の活用促進活動の実施

ア 活用状況の把握と農地利用最適化活動に資する最適化活動に係る説明会（9月11日 Web 45農業委員会）

イ 農地利用最適化交付金の活用に係る意見交換会

(11月26日、12月3日 Web 5 農業委員会)

ウ 農地利用最適化活動に係る記録についての巡回(9委員会)

3 農業委員会サポートシステム及びタブレットの活用支援

(1) 農業委員会サポートシステムの活用状況に応じたデータ最新化への事象別支援

ア 農業委員会サポートシステム及びタブレット操作研修会の開催

期 日	場 所	委員会	内 容
5月31日	Web	77	1 農業委員会サポートシステムの概要・現状と利用促進に向けた取組について 2 農業委員会サポートシステムの利用にあたっての基礎について 3 タブレット関連について 4 現地確認アプリについて 5 ワンデスクシステムでの最適化活動の入力・管理について
10月2日	〃	14	既存ベンダーからサポートシステムへのデータ移行操作研修
1月14日	〃	77	サポートシステム・ワンデスク研修会

イ 農業委員会サポートシステムの活用状況の調査(随時)

6月末 9月末 12月末 3月末

ウ 利用状況に応じたデータ更新研修会の開催(随時)

エ 個別支援の実施(随時)

(2) 現場業務の効率化に向けたタブレットの活用支援

ア 農業委員会サポートシステム及びタブレット操作研修会の開催(再掲)

イ 新任委員等を対象にしたタブレット操作研修会の開催(随時)

ウ 個別支援の実施(随時)

期 日	農業委員会	期 日	農業委員会	支援内容
5月28日	信濃町	11月14日	上田市	1 既存農地基本台帳のデータの農業委員会サポートシステムへの一括更新の仕方について
5月30日	飯田市	12月10日	塩尻市	
7月29日	信濃町	12月11日	飯綱町	
8月5日	塩尻市	12月17日	宮田村	2 農業委員会サポートシステムへの取込みエラーの種類とその対応
8月6日	駒ヶ根市	12月18日	小諸市	
8月21日	飯綱町	1月10日	大町市	
8月29日	岡谷市	1月17日	宮田村	3 タブレット操作について
9月3日	塩尻市	1月22日	中川村	
9月4日	須坂市	1月23日	宮田村	
9月18日	駒ヶ根市	1月24日	飯島町	
9月30日	松本市	1月27日	箕輪町	
10月9日	飯田市	1月29日	南箕輪村	
10月9日	下條村	1月30日	佐久穂町	
10月17日	喬木村	1月31日	大町市	
11月6日	駒ヶ根市	2月10日	東御市	
11月12日	東御市	2月17日	辰野町	
11月14日	千曲市	2月28日	飯綱町	

4 遊休農地対策の実施に向けた支援

(1) 農地の利用状況調査及び利用意向調査の効率的な実施に向けた支援

ア 農地利用状況調査推進会議の開催

期 日	場 所	委員会	内 容
6月10日	Web	65	農地利用状況調査の取込みツールの使用方法について

(2) 農業委員会の農地対策実施状況の確認と支援

期 日	場 所	委員会	内 容
6月10日	Web	65	令和6年度農地パトロール(利用状況調査) 実施要領について

(3) 再生困難な荒廃農地の非農地判断に向けた支援 (随時)

Ⅲ 農地法等法令に基づく公正・適正な審議の実施

農地法等法令に基づく意見聴取について、地区常設審議委員会及び常設審議委員会において、公正かつ適正な審議を実施し、意見回答を行った。

1 地区常設審議委員会での審議

期 日	場 所	内 容
4月 8日	小諸市、伊那市、塩尻市、長野市	農地法関係議案の審議等
5月 8日	〃	
6月 7日	伊那市、松本市、長野市	
7月 8日	小諸市、塩尻市、長野市	
8月 5日	伊那市、塩尻市、長野市	
9月 9日	小諸市、伊那市、塩尻市	
10月 8日	〃	
11月 8日	小諸市、伊那市、塩尻市、長野市	
12月 6日	〃	
1月 9日	小諸市、伊那市、大町市、長野市	
2月 7日	上田市、飯田市、塩尻市、長野市	
3月6・7日	上田市、伊那市、塩尻市、長野市	

2 農地法等法令に基づく意見回答 (令和7年3月末現在)

農地法第4条関係			農地法第5条関係		
市町村数	件数	面積(m ²)	市町村数	件数	面積(m ²)
7	8	20,833.55	86	108	761,827.69

3 農地法等相談活動の実施

(1) 農地相談員の設置による年間を通じた相談活動の実施

実施時期	内 容
令和6年4月～ 令和7年3月	2名の農地相談員を設置し、農業委員会等からの相談活動に対応した。(相談件数396件)

4 農地法等関係法令に係る新たな制度等説明会の開催

- (1) 国の「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いガイドライン」及び「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の説明会の開催 (Web形式)
- (2) 農業現場の課題に対応した改正農地法等に係る説明会の開催 (Web形式)

Ⅳ 担い手・経営対策の推進

1 雇用就農の促進・就農希望者に対する相談活動の実施

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、国の「雇用就農資金」及び「農の雇用事業」の本県の窓口として、推進事務を行い、雇用主と法人等雇用就農者を支援するとともに、県農政部や県農業担い手育成基金等と連携した就業フェアの開催及び就農希望者に対する相談活動を実施した。

(1) 農業法人等への雇用就農対策の実施

ア 「雇用就農資金」の周知活動及び推進事務の実施

(ア) 会議・説明会の開催

期 日	場 所	出席者	内 容
5月16日	Web	32人	雇用就農資金の概要
5月27日	松本市	163	
6月17日	〃	106	
9月27日	高山村	3	
3月25日	松本市	3	
計5回		307	

(イ) その他の周知活動

- a チラシの作成・配付 5,000枚
- b ホームページ掲載 随時

イ 農業法人等研修指導者への「雇用就農資金」事業説明会・労務管理等研修会の開催

期 日	場 所	出席者	内 容
6月12日	Web	16人	1 事業説明 (1) 雇用就農資金のねらいと事業実施の留意点及び農水省配付資料について (2) 雇用就農資金の手続き（書類等）関係について
10月 8日	〃	26	
2月13日	〃	9	
			2 研修会 「最近の労働施策と農業労務管理及び人材育成について」 講師 特定社会保険労務士 福島公夫氏
計3回		51	

ウ 法人等雇用就農者研修会の開催

期 日	場 所	出席者	内 容
6月12日	Web	17人	1 雇用就農資金のねらいと事業実施の留意点について 2 雇用就農資金の手続き（書類等）関係について 3 労働法・日本農業技術検定試験の概要について
10月 8日	〃	33	
2月13日	〃	17	
計3回		67	

エ 現地確認調査の実施

調査月	経営体数	雇用就農者	内 容
5	10経営体	10人	労働条件・労務管理状況及び研修内容等の確認、経営体及び研修生・法人等雇用就農者からの聴き取り
6	16	16	
7	1	2	
8	21	25	
9	6	6	
10	25	40	
11	15	20	
12	3	3	
1	8	8	
2	6	7	
3	23	30	
計	延べ134	延べ 167	

オ 日本農業技術検定試験の協力支援

試験回数	実施日	場 所	受験者数
第1回	7月 6日	長野市	26人
第2回	12月 7日	〃	28
計			54

(2) 就農希望者に対する相談活動の実施

ア 県農業法人等就業フェアの開催(人材募集する農業法人と就農希望者の面談等)

1月 5日 伊那市 出展12経営体等 相談者16組16人

1月11日 長野市 出展35経営体等 相談者47組54人

イ 新・農業人フェアへの参加(就農希望者との面談による相談活動)

8月31日 東京都 相談者23人

ウ 電話等による相談活動の実施 随時

2 農業経営改善の支援

長野県農業再生協議会と連携し、農業法人化、集落営農組織の経営安定等に向けたセミナー等を開催するとともに、県が設置する「長野県農業経営・就農支援センター」の活動を支援した。

(1) 農業経営管理能力向上セミナーの開催

期 日	場 所	出席者	内 容
12月13日	Web	55人	1 農業の法人化 2 農業法人の税務
1月15日	〃	52	1 農業経営の労務管理と社会保険制度 2 経営計画
計		107	

(2) 集落営農経営発展支援研修会の開催

期 日	場 所	出席者	内 容
11月25日	Web	125人	1 集落営農組織の進むべき方向 2 集落営農組織の法人化の税務会計 3 集落営農組織の補助事業 4 果樹で農地を守り地域貢献する集落営農組合

- (3) 長野県農業経営・就農支援センターによる農業経営改善支援活動の支援
相談窓口として、長野県農政部農村振興課のほか、県内10農業農村支援センターにサテライト窓口を設置するとともに、関係機関を伴走機関として位置付け、経営体を支援した。

3 農業経営者組織の活動支援

農業の担い手組織の運営を支援するため、養鶏・鉢花・水田等の農業経営者組織の事務局を当会議が担当し、経営の向上を図った。

(1) 長野県養鶏協会

- ア 家畜防疫互助基金支援事業中央会議 4月12日 Web
- イ 特定家畜伝染病防疫体制連絡会議 4月25日、12月4日 Web
- ウ 総会 5月16日 長野市

(2) 長野県鉢花園芸組合 (役員会、総会等)

- ア 役員会 4月5日 長野市、5月30日 塩尻市、7月4日 伊那市、9月12日 原村
1月9日 松本市
- イ 善光寺花回廊 5月3日～5日 長野市
- ウ 技術研修会 5月30日 塩尻市
- エ 現地取引会議 9月12日～13日 原村
- オ 第56回県鉢花類コンクール及び一般公開 11月2日～3日 伊那市
- エ 総会 令和7年3月6日 松本市

(3) 信州水田農業経営者会議

- ア 第37回定期総会 令和7年3月7日 長野市
- イ 役員会 4月5日 長野市、7月18日 長野市、12月5日 長野市
- ウ 県内現地視察研修会 6月21日 諏訪市
- エ 北信越ブロック稲作経営者研究大会 11月7～8日 富山県

(4) 長野県国際農友会

- ア 総会 4月26日 長野市
- イ 正副会長会議 令和7年3月11日 長野市
- ウ 営農研究会 令和7年2月6～7日 須坂市
- エ アジア農業研修生受入式 4月26日 長野市
- オ アジア農業研修生受入農家巡回訪問 5月20日 南牧村
- カ アジア農業研修生地方研修 令和7年1月30～31日 茨城県

(5) 長野県農業法人協会

- ア 総会 4月12日 長野市
- イ 理事会 6月24日 長野市、9月12日 Web、11月20日 Web
12月19日 長野市、令和7年3月8日 長野市
- ウ 研修・情報交流活動
 - (ア) 北信越ブロック農業法人研修交流会 10月28～29日 上田市、東御市
 - (イ) 仲間づくり研修交流会 令和7年1月28日 御代田町、佐久市
- エ 提言・提案活動
長野県・JA長野県グループとの農政懇談会 12月19日 長野市

V 農業者年金対策の推進

1 制度周知活動の実施

将来の自分の年金の原資を自分で積み立てる「農業者年金制度」の魅力を広く農業者に伝えるため、県農政部をはじめ、JA長野中央会及び長野県農業者年金推進協議会と連携し、制度の周知活動を実施した。

特に、女性と若い農業者の加入を重点的に進め、制度を知らなかったという加入資格者がいないように周知を図った。

- (1) 「農業者年金制度の普及推進に向けた協力依頼について（令和5年6月13日付け経営局長通知）」に基づく、県と連携した新規就農者や女性農業者への制度周知活動の推進

ア 長野県担い手育成担当者会議

期 日	場 所	出席者	内 容
4月22日	長野市	33人	1 農業者年金制度の普及推進に向けた協力依頼について 2 農業者年金制度の概要等について

イ 北アルプス地域就農促進連絡会

期 日	場 所	出席者	内 容
7月2日	大町市	26人	1 農業者年金制度の普及推進に向けた協力依頼について 2 農業者年金制度の概要等について

- (2) 新聞・ラジオ等を活用した広報活動の実施

ア 全国農業新聞・日本農業新聞タブロイド版「農業者年金特集号」10月4日発行

イ ラジオCM（SBC, FMながの）11月～3月

- (3) JA長野中央会等と連携した制度普及用パンフレット等の作成・配付

「令和6年度版 農業者年金（パンフレット）」及び「農業者だけが入れる年金、ご存じですか？（農業者年金チラシ）」を、JA組合員及び農業委員・農地利用最適化推進委員等へ配付した。

- (4) 農業者年金制度関係図書の活用推進

研修資料として、全国農業図書「農業者年金制度と加入推進」を活用した。

2 加入推進活動の実施

農業者の老後生活の安定を図るとともに農業者の確保に資するため、「第5期中期目標期間（令和5年度～9年度）」において、農業者年金「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」に基づき、長野県独自の新規加入目標の達成と更なる上積みに向け、JA長野中央会及び長野県農業者年金推進協議会と連携し、加入推進活動を実施した。

- (1) 令和6年度加入推進目標の設定及び新規加入実績

長野県の加入目標及び新規加入実績（令和7年3月末現在）

区 分	令和6年度 加入目標①	新規加入実績 ②	達成率 (②÷①)	目標達成 市町村数
全 体	151人	114人	75%	26
うち20～39歳	97	55	57	20
うち女 性	89	37	42	17

(2) 令和6年度における農業者年金加入推進の取組方針の策定

長野県農業会議、JA長野中央会及び長野県農業者年金推進協議会の3者連名による「長野県の取組方針」を6月14日に策定し、効率的かつ効果的な加入推進を図るとともに、農業委員会等の活動を支援した。

(3) 広域アドバイザーの設置・派遣

ア 農業者年金広域アドバイザーの設置(2人)

宮島 明博 氏(中南信担当) 元長野県農業会議専務理事

成田 房子 氏(東北信担当) 元長野県農業会議農業者年金総合指導員

イ 農業者年金広域アドバイザーの派遣

5月14日 上田市農業委員会農業者年金研修会(成田氏)

6月 3日 県農業大学校新規就農里親前基礎研修特別講座(宮島氏)

7月 2日 県農業委員会女性協議会長野支部研修会(成田氏)

8月20日 県農業大学校南信農業実科・研究科農業者年金の特別講義(宮島氏)

11月 7日 南箕輪村農業委員会農業者年金加入推進研修会(宮島氏)

11月28日 北信農業農村支援センター農業者年金勉強会(宮島氏)

11月29日 山ノ内町農業者年金協議会推進会議(宮島氏)

12月11日 県農業大学校果樹実科・研究科農業者年金説明会(宮島氏)

12月13日 佐久市農業委員会農業者年金相談会及びJA佐久浅間合同研修会(成田氏)

12月23日 木島平村農業委員会農業者年金研修会(成田氏)

2月26日 伊那市就農状況報告会(宮島氏)

2月28日 須坂市農業委員会農業者年金学習会(成田氏)

(4) 加入推進ニュースの作成・配付

「農業者年金加入推進ニュース」を毎月作成し、常設審議委員会、農業委員会及び支部等関係者へ配付した。

(5) 加入推進資材等の作成・配付

農業者年金の加入推進及び制度の普及啓発用「加入推進部長の名刺」、「パンフレット」「チラシ」「広報紙掲載用の農業者年金広告」を作成し、農業委員会等へ配付した。

(6) 加入推進功績者表彰の実施

令和5年度農業者年金加入推進活動功労者表彰 11月21日 長野市 受賞者1人

3 研修会等の実施

(1) 新任担当者研修会の開催

(JA長野中央会と共催、農業委員会・JA新任担当職員対象)

期 日	場 所	出席者	内 容
6月4～5日	Web	121人	1 農業者年金制度の概要と加入推進関係 2 農業者年金の事務の流れ・手続き関係 3 保険料の給付関係(JA対象) 4 現況届関係(農業委員会対象) 5 記録管理システムの活用方法

(2) 業務担当者会議の開催

(J A長野中央会と共催、農業委員会・J A等担当職員対象)

期 日	場 所	出席者	内 容
6月25日	Web	82人	1 加入推進の取組方針について 2 農業者年金の事務手続きについて 3 令和5年度の資産運用状況について 4 農業委員会の事務手続き等について (農業委員会対象)

(3) 加入推進特別研修会の開催 (加入推進部長、農業委員、推進委員等を対象)

(農業者年金基金・J A長野中央会・県農業者年金推進協議会と共催)

期 日	場 所	出席者	内 容
9月19日 20日	松本市 長野市	111人	1 表彰 独立行政法人農業者年金基金理事長表彰 受賞者: 山形村農業委員会、JA松本ハイランド JAながの、JA中野市 2 研修 (1) 農業者年金制度と加入推進について (2) 農業者年金制度の概要について (3) 令和6年度における農業者年金加入推進の 取組方針について (4) 講演「農業者年金と他の年金制度の比較」 講師 福島社会保険労務士事務所 代表 福島 邦子 氏 (5) 事例発表「農業者年金加入推進の取組」 講師 長野市農業委員会 会長代理 曾根 信一 氏

(4) 課題別説明会の開催 (農業委員会担当者を対象)

期 日	場 所	出席者	内 容
7月17日	Web	53人	農業者年金業務委託手数料の適正な事務実施について 講師 独立行政法人農業者年金基金 企画調整室 主査 松本 将佳 氏
2月18日	〃	46	担当者の異動に伴う農業者年金関係事務の引継ぎについて

(5) 重点支援対策の実施

農業委員会総会等へ出向き、委員及び事務局担当者に対して、加入推進の実践的な進め方等について説明を行うなど、効果的な現場活動が行われるよう重点的に支援を行った。

(6) 農業委員会等主催の研修会への講師派遣

ア 研修会への農業者年金担当者の派遣

期 日	派遣先	出席者	内 容
4月11日	中野市農業委員会新任委員研修会	42人	1 農業者年金制度及び加入推進について 2 農業者年金相談等
4月25日	小布施町 〃	19	
5月30日	大町市 〃	31	
6月11日	上小農業委員会協議会農業者年金研修会	14	
7月 2日	北アルプス地域就農促進連絡会議	26	
7月19日	豊丘村農業委員会新任委員研修会	24	

期 日	派遣先	出席者	内 容
7月25日	坂城町農業委員会新任委員研修会	20人	
7月25日	山ノ内町農業者年金協議会総会	28	
8月 7日	北信州農業委員会協議会総会	22	
8月 9日	長野地域新規就農者激励会	56	
8月22日	農村女性ネットワーク駒ヶ根役員会	17	
8月26日	飯山市農業委員会新任委員研修会	28	
8月27日	木島平村 //	23	
10月23日	県農業大学校実践経営者コース講義	3	
10月31日	松本市農業委員会新任委員研修会	26	
11月18日	松本地区新規就農促進連絡会議	33	
12月 3日	中川村農業委員会新任委員研修会	20	
12月11日	上伊那農業委員会協議会農業者年金加入推進研修会	29	
12月12日	茅野市新規就農者農業者年金加入推進	3	
12月13日	阿南町農業委員会農業者年金研修会	15	
12月20日	県農業大学校農業経営者コース講義	30	
12月20日	つどえ！農業人in長野	59	
12月23日	野沢温泉村農業委員会農業者年金研修会	9	
12月26日	千曲市農業委員会農業者年金加入推進巡回相談会	32	
1月17日	県農業委員会女性協議会佐久支部農業者年金研修会	167	
1月21日	長野市農業委員会豊野地区農業者年金説明会	9	
1月27日	坂城町農業委員会農業者年金研修会	18	
1月28日	中野市農業委員会農業者年金研修会	40	
2月27日	東御市農業委員会農業者年金加入推進研修会	27	
2月28日	アグリマスターセミナー基礎コース修了式（松本）	14	
3月10日	県農業委員会女性協議会北信支部研修会	19	
計31回		903	

4 相談活動の実施

旧制度の経営移譲や支給停止、現行制度の加入手続きや経営継承等、農業者及び農業委員会等からの各種相談に対応した。

- (1) 相談活動の実施 133件（令和7年3月末日現在）
(2) 相談事例の情報提供 随時

5 長野県農業者年金推進協議会の活動支援

- (1) 会議の開催（正副会長会議・監査会・代議員総会）

区 分	期 日	場 所	出席者	内 容
正副会長会議	5月15日	長野市	8人	令和6年度代議員総会の提出議案について
監査会	6月 3日	//	5	令和5年度決算監査について
代議員総会	6月14日	//	22	1 令和5年度事業報告及び歳入・歳出決算の承認について 2 令和6年度事業計画(案)及び歳入・歳出予算(案)の承認について等

(2) 戸別訪問活動強化交付金等の交付

- ア 支部活動費 10支部
 イ 新規加入者目標達成交付金（令和7年3月末日現在）
 全体目標達成 26市町村
 20～39歳目標達成 20市町村
 女性目標達成 17市町村
 ウ 戸別訪問活動強化交付金 10市町村
 エ 目標達成上積み交付金 11市町村
 オ 加入実績ゼロ市町村解消特別交付金 1村

(3) 関係機関と連携した加入推進活動の実施 随時

VI 農地利用最適化推進施策の改善意見の提出等、農政対策活動の推進

農業委員会が農地等利用最適化の取組を、より効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策の改善意見を県に提出するとともに、食と農業・農村の振興に係る農政対策活動を実施した。

1 農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出

令和7年3月26日

2 県農政部との意見交換会の実施

期 日	場 所	出席者	内 容
9月13日	長野市	37人	1 農業資材等の価格高騰対策、適正な価格転嫁について 2 地域計画の策定と実現に向けた支援について 3 新規需要米にかかる認定米の考え方について 4 長野県の少子化・人口減少について 5 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直しについて 6 農地基盤整備事業の推進について 7 食料安全保障の強化のためのスマート農業技術の活用支援について 8 担い手の確保対策について 9 地球温暖化に対応した新品種・新技術開発の加速化について

3 第9回長野県農業委員会大会の開催と要請決議

期 日	場 所	出席者	内 容
11月21日	長野市	1,210人	1 農業委員等功績者表彰他 2 農地利用最適化の推進に関する要請決議 (1) 食料安全保障の確立について (2) 農業資材等の価格の高止まり対策について (3) 農地利用最適化を推進するための農地・担い手対策の強化について (4) 米政策について (5) 地域の実態に即した農業・農村振興対策の強化について 3 講演 ～農業を守ることが地域を守ること！～ 「耕作放棄地対策と地域農業活性化の為に」 (有)グリーンファーム清里 代表取締役 保坂 一八 氏 4 大会宣言

4 全国農業委員会会長大会等への参加

期 日	場 所	出席者	内 容
5月29日	東京都	67人	1 政策提案決議 「食料・農業・農村基本政策の具体化に向けた政策提案」 2 申し合わせ決議 (1) 「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ決議 (2) 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議 3 令和6年度全国農業委員会会長大会実行運動計画 4 農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明 福島県喜多方市農業委員会 広島県世羅町農業委員
11月28日	〃	38	1 新たな食料・農業・農村基本計画と令和7年度農業関係予算に関する要請決議(案) 2 申し合わせ決議 (1) 「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ決議 (2) 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議 3 活動事例報告 山形県寒河江市農業委員会

5 国・県等への要請活動の実施

要請決議会議等	期 日	要請先	内 容
第9回長野県農業委員会大会	12月10日	長野県議会議長・副議長	農地利用最適化の推進に関する要請
	12月13日	長野県知事	
地元選出国會議員との(5区)農政懇談会	12月7日	宮下一郎衆議院議員、福田淳太衆議院議員	
長野県選出国會議員との地区別(3区)農政懇談会	12月8日	井出庸生衆議院議員、神津たけし衆議院議員、杉尾秀哉参議院議員、羽田次郎参議院議員	
長野県選出国會議員との地区別(1区)農政懇談会	12月14日	篠原孝衆議院議員、下条みつ衆議院議員、杉尾秀哉参議院議員	

6 「長野県農業団体災害対策協議会」を通じた農業被害対策に関する情報収集・提供及び要請活動の実施

(1) 幹事会

期 日	場 所	出席者	内 容
4月10日	長野市	9人	1 長野県農業団体災害対策協議会の活動について 2 令和6年度の取組について 3 その他 (1) 令和5年度農作物災害対策の概要と対応について (2) 令和5年度農作物災害等の状況と対応について (3) 加盟団体からの情報提供

7 [農政対策ニュース] の情報提供 (随時)

VII 関係団体の活動支援

1 長野県農業委員会協議会及び地区農業委員会協議会との連携強化と活動支援

期 日	場 所	出席者	内 容
5月15日	長野市	20人	1 任期満了に伴う農業会議理事・監事候補者及び正副会長・専務理事候補者の選考について
6月14日	〃	20	1 県農政部との意見交換会の開催について 2 県農政部との意見交換における意見要旨について 3 第9回長野県農業委員会大会について
7月12日	〃	20	1 県農政部との意見交換における意見要旨及び発言者について 2 第9回長野県農業委員会大会要請事項の募集について
8月 9日	〃	20	1 県農政部との意見交換における意見要旨及び発言者について 2 第9回長野県農業委員会大会について
2月14日	〃	20	1 令和6年度事業報告及び7年度事業計画案について 2 令和7年度役員の選出について

2 長野県農業委員会女性協議会の活動支援

(1) 役員会・総会への支援 委任状

ア 役員会

期 日	場 所	出席者	内 容
7月10日	中川村・高山村	3人	令和5年度会計監査
7月23日	長野市	8	1 総会について 2 令和6年度の役員の選任について
2月20日	佐久市	8	1 令和7年度総会の日程と提出議案について 2 研修会について 3 女性登用促進に関する要請決議について

イ 総会

期 日	場 所	出席者	内 容
7月23日	長野市	186人 (うち 委任状 114人)	1 令和5年度事業報告及び収支決算について 2 令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)について 3 令和6年度会費の賦課(案)について 4 令和6年度役員の選任について

ウ 北信越ブロック女性農業委員会研修会（再掲）

期 日	場 所	出席者	内 容
10月28日	富山市	25人	1 農地利用の最適化ならびに情勢報告 （一社）全国農業会議所 伊藤 野百合 氏 2 ワークショップ 地方考夢員®研究所代表 澤畑 佳夫 氏

エ 県内女性農業委員会研修会（再載）

期 日	場 所	出席者	内 容
2月20日	佐久市	111人	1 演題 女性の力で地域を変える ～持続可能な農業と地域づくり～ 2 講師 株式会社山下フルーツ農園 代表取締役 山下 絵里 氏

Ⅷ 農業基礎調査等の実施

農地の効率的利用を図るための基礎資料とするため、農業委員会を通じて農業基礎調査等を実施した。

- 1 田畑売買価格等に関する調査
- 2 農作業料金・農業労賃に関する調査（12月1日時点）
- 3 令和7年度農作業標準労賃・農業機械作業標準料金の設定
設定会議 令和7年2月20日 長野市
- 4 その他必要な調査

Ⅸ 情報提供活動の推進

1 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進活動の強化

農業委員会法に定める「情報提供活動」の中核として、引き続き全国農業新聞・全国農業図書の普及推進活動を位置づけ、農業委員会の協力のもと推進した。

特に、全国農業新聞については、委員の皆購読の徹底を図るとともに、委員1人1名以上の普及推進を基本とし、委員会の普及目標の達成推進が図られるよう支援活動に取り組んだ。

- （1）情報事業推進会議の開催（9月以降）
- （2）改選農業委員会への重点支援活動の実施（7月～10月 随時）
- （3）市町村普及巡回活動の実施

期 日	場 所	内 容
8月27日	下條村、阿南町 泰阜村、天龍村	依頼事項 1 全国農業新聞の普及推進について （1）委員の皆購読の取組について （2）農業委員・農地利用最適化推進委員 年間1人1部以上の普及について （3）目標部数達成に向けた取組について 2 全国農業図書の普及推進について 必携図書の購入について
8月28日	大鹿村、伊那市 木曽町、木祖村	
8月29日	茅野市、塩尻市 松本市	
9月 4日	飯綱町、高山村 木島平村、栄村	
9月 5日	長野市、筑北村 上田市、立科町	

期 日	場 所	内 容
9月 6日	佐久市、御代田町 南牧村、佐久穂町	

(4) 委員の皆購読促進に向けた特別対策の実施

ア 全国農業新聞「特別普及対策」の実施

8月から11月までの期間に「特別普及対策」を実施し、委員皆購読の未達成農業委員会等に対する奨励措置の他、特別普及キャンペーン（読者プレゼント）を実施し、普及推進活動の強化を図った。

イ 全国農業新聞 (令和7年3月1日現在)

令和6年目標	実績（目標対比）
3,850部	3,365部（87.4%）

ウ 全国農業図書

全国農業会議所が発行している全国農業図書（全155点）の普及推進を図るとともに、必携図書として位置付けられている次の3図書について、活用目標数を設定して推進した。

(令和7年3月1日現在)

図 書 名	目標	実績（対比）
農業委員会業務必携	1,500部	429部（28.6%）
農業委員会手帳	1,500	1,008（67.2%）
農業委員会活動記録セット	1,500	879（58.6%）

(5) 研修会等における図書の展示販売（随時）

2 情報提供活動の充実強化

(1) 農業会議・農業委員会活動の見える化の推進

ア 農業会議広報誌の発行（2回） vol.19 6月25日付、vol.20 11月20日付

イ 農業会議のホームページの内容充実

ウ メディア等を活用した情報発信

(2) 全国農業新聞の紙面を通じた活動の見える化の推進

X 組織・事業の効率的な運営

1 諸会議の開催

当会議の運営及び事業推進を図るため、次の会議を開催した。

(1) 通常総会及び臨時総会

ア 第9回通常総会

期 日	場 所	出席者	内 容
6月17日	松本市	109人 （会員111人中、本人出席69人、代理出席9人、書面出席31人）	1 議事 （1）令和5年度事業報告の承認について （2）令和5年度計算書類（正味財産増減計算書、貸借対照表）及び財産目録並びに附属明細書の承認について （3）任期満了に伴う理事・監事の選任（案）の承認について

イ 第10回臨時総会

期 日	場 所	出席者	内 容
3月26日	長野市	109人 (会員110人中、本人出席70人、代理出席4人、書面出席35人)	1 議事 (1) 令和6年度収支補正予算(案)の承認について (2) 令和7年度事業計画(案)の承認について (3) 令和7年度収支予算(案)の承認について (4) 令和7年度会費の金額及び納期(案)の承認について (5) 令和7年度借入金の最高限度額及び借入先(案)の承認について (6) 理事の補欠選任(案)の承認について (7) 定款の変更(案)の承認について

(2) 定時理事会 (年2回)

ア 定時理事会

期 日	場 所	出席者	内 容
5月27日	松本市	12人	1 議事 (1) 第9回通常総会の開催について (2) 第9回通常総会の提出議案について ア 令和5年度事業報告の承認について イ 令和5年度計算書類(正味財産増減計算書、貸借対照表)及び財産目録並びに附属明細書の承認について ウ 任期満了に伴う理事及び監事の選任(案)の承認について (3) 一般社団法人長野県農業会議事務局規程の改正について
2月14日	長野市	12	1 議事 (1) 第10回臨時総会の開催について (2) 第10回臨時総会の提出議案について ア 令和6年度収支補正予算(案)の承認について イ 令和7年度事業計画(案)の承認について ウ 令和7年度収支予算(案)の承認について エ 令和7年度会費の金額及び納期(案)の承認について オ 令和7年度借入金の最高限度額及び借入先(案)の承認について カ 理事の補欠選任(案)の承認について キ 定款の変更(案)の承認について (2) 諸規程(有期雇用職員の給与等に関する取扱細則等)の改正(案)について (4) 農地等利用最適化推進施策に関する改善意見(案)について

イ 臨時理事会

期 日	場 所	出席者	内 容
4月7日	決議の省略(書面)による	—	議事 常設審議委員の退任に伴う補充選任について

期 日	場 所	出席者	内 容
5月 4日	決議の省略 (書面)による	—	議事 常設審議委員の退任に伴う補充選任について
6月 5日	〃	—	〃
6月17日	松本市	11人	議事 (1) 会長・副会長・専務理事の選出について (2) 常設審議委員の補充選任について
7月10日	決議の省略 (書面)による	—	議事 常設審議委員の退任に伴う補充選任について
8月 4日	〃	—	〃

(3) 常設審議委員会 (毎月、原則15日)

期 日	場 所	出席者	内 容
4月15日	長野市	27人	1 審議 (1) 農地法第4条の規定による意見回答について (2) 農地法第5条の規定による意見回答について 2 協議 「農地審議要領」等の改正について 3 報告 (1) 令和6年度県農政部の主要施策の概要について (2) 農地等利用最適化推進施策に関する改善意見書の回答について (3) 営農型太陽光発電施設に係る国のガイドライン等について
5月15日	〃	24	1 審議 (1) 農地法第5条の規定による意見回答について 2 協議 令和6年度全国農業委員会会長大会及び県選出国會議員との要請懇談会について 3 報告 春の農作業安全運動について
6月15日	〃	27	1 審議 (1) 農地法第5条の規定による意見回答について (2) 農地法の規定による営農型太陽光発電施設に係る意見回答について(高森町、5条、ハラン) 2 協議 令和6年度における農業者年金加入推進の取組方針(案)について 3 報告 (1) 第9回通常総会の開催について (2) 第9回通常総会の提出議案について
7月14日	〃	25	1 審議 農地法第5条の規定による意見回答について 2 報告 地域計画策定マニュアルの改正のポイント等について

期 日	場 所	出席者	内 容
8月 9日	長野市	24人	1 審議 (1) 農地法第5条の規定による意見回答について (2) 農業経営基盤強化促進法第5条第6項の規定による意見回答について 2 協議 (1) 第9回長野県農業委員会大会の開催要領(案)及び運営要領(案)並びに農業会議創立70周年記念式典(案)について (2) 人口減少社会への対応について(意見聴取)
9月15日	〃	26	1 審議 農地法第5条の規定による意見回答について 2 報告 (1) 県農業経営基盤強化促進基本方針に対する意見について (2) 令和7年度農業委員会組織関係予算の概算要求について
10月15日	〃	25	1 審議 (1) 農地法第4条の規定による意見回答について (2) 農地法第5条の規定による意見回答について 2 協議 (1) 令和7年度一般社団法人長野県農業会議会費(案)について (2) 第9回長野県農業委員会大会の内容等について (3) 全国農業委員会会長代表者集会の対応について (4) 農業農村政策に係る共同提案について
11月15日	〃	29	1 審議 農地法第5条の規定による意見回答について 2 協議 (1) 第9回長野県農業委員大会について (2) 全国農業会議所創立70周年記念式典・全国農業委員会会長代表者集会の対応について
12月13日	〃	26	1 審議 農地法第5条の規定による意見回答について 2 報告 令和6年度米政策の推進について
1月15日	〃	26	1 審議 (1) 農地法第5条の規定による意見回答について (2) 農地法の規定による営農型太陽光発電施設に係る意見回答について(上田市、5条、ウド・大豆) 2 報告 令和7年度農業委員会組織関係予算について

期 日	場 所	出席者	内 容
2月14日	長野市	24人	1 審議 (1) 農地法第4条の規定による意見回答について (2) 農地法第5条の規定による意見回答について (3) 農地法の規定による営農型太陽光発電施設に係る意見回答について(上田市、5条、水稻又は大豆、飯田市、5条、カボチャ) 2 協議 (1) 令和7年度常設審議委員会等の開催日(案)について (2) 農地等利用最適化推進施策に関する改善意見(案)について 3 報告 (1) 第10回臨時総会の開催日程(案)について (2) 第10回臨時総会提出議案(案)について
3月14日	〃	27	1 審議 (1) 農地法第4条の規定による意見回答について (2) 農地法第5条の規定による意見回答について (3) 農地法の規定による営農型太陽光発電施設に係る意見回答について(上田市、5条、水稻又は大豆)

(4) 監査会

期 日	場 所	出席者	内 容
5月13日	長野市	8人	令和5年度決算監査
12月19日	〃	8	令和6年度中間監査

(5) 正副会長会議

期 日	場 所	出席者	内 容
2月12日	長野市	8人	1 協議 (1) 第10回臨時総会の日程について (2) 第10回臨時総会の提出議案について (3) 諸規程の改正について(有期雇用職員の給与等に関する取扱細則等) (4) 農地等利用最適化推進施策に関する改善意見(案)について

(6) 市町村農業委員会長並びに事務局長合同会議

期 日	場 所	出席者	内 容
5月27日	松本市	163人	1 情報事業の推進について(全国農業新聞の皆購読について) 2 農業委員会組織をめぐる情勢と課題等について 3 令和6年度農業会議各部事業の重点推進事項について 4 県・関連団体の事業推進等について 5 事例発表 「地域計画(目標地図)の策定に向けた取組について」 大鹿村農業委員会

(7) 新任支部幹事長への事業説明

支 部	期 日	出席者	内 容
北信	7月 3日	3人	説明事項 1 農業委員会組織をめぐる情勢等について 2 農業会議の業務と支部の役割について 3 令和6年度事業推進の重点と支部への依頼事項について
上田	〃	2	
佐久	〃	3	
上伊那	7月 4日	2	
木曽	〃	3	
松本	7月18日	3	
北アルプス	〃	2	

(8) 支部担当者会議

期 日	場 所	出席者	内 容
5月16日	Web	33人	1 農業委員会組織をめぐる情勢等について 2 令和6年度農業会議事業の重点推進事項について 3 関連団体の事業推進等について

2. 職員の資質向上

農業委員会ネットワーク機構業務の円滑な実施を図るため、農地・経営等に関する専門的指導能力の向上など、職員の資質向上に取り組んだ。

期 日	場 所	出席者	内 容
6月 5日	長野市	1人	長野経済研究所実務セミナー 「女性社員のスキルアップセミナー」
10月16日	〃	2	長野経済研究所実務セミナー 「Z世代 イマドキ新人若手の育て方」
11月28日	〃	1	長野経済研究所実務セミナー 「VUCA時代の管理職・リーダーのための4つの仕事力セミナー」

3 農業委員等表彰事業の実施

(1) 表彰式

令和6年11月21日 長野市（第9回長野県農業委員会大会）

(2) 被表彰者

長野県知事賞（1名）

長和町 北村 よう子氏

全国農業会議所会長表彰（1名）

木曽町 奥牧 宏明 氏

長野県農業会議会長表彰（5名）

軽井沢町 儘田 祐助 氏

軽井沢町 小林 朝夫 氏

岡谷市 宮澤 淑 氏

大鹿村 田代 久夫 氏

大町市 伊藤 宏昭 氏

4 農業会議創立70周年記念式典の開催

11月21日に長野市ホクト文化ホール「大ホール」で開催した第9回長野県農業委員会大会終了後、来賓を迎え創立70周年記念式典を開催した。

また、記念誌「長野県農業会議10年のあゆみ」を刊行し、参加者全員に配付した。

令和6年度計算書類等

- 1 正味財産増減計算書
- 2 正味財産増減計算書内訳表
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 財務諸表に対する注記
- 6 附属明細書

1 正味財産増減計算書
令和6年 4月 1日から令和7年 3月31日まで

(単位:円)

科目	本年度 (A)	前年度 (B)	差引 (A)-(B)	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産受取利息			0	
特定資産運用益計			0	
受取会費				
普通会員受取会費	18,417,000	18,417,000	0	
受取会費計	18,417,000	18,417,000	0	
事業収益				
農業者年金基金委託金	13,450,000	13,585,000	△ 135,000	
農業者年金事業委託金	13,450,000	13,585,000	△ 135,000	
全国農業会議所委託金	12,526,000	12,453,000	73,000	
農の雇用事業委託金	0	1,730,000	△ 1,730,000	
雇用就農資金委託金	8,256,000	6,133,000	2,123,000	
情報提供推進事業委託金	4,270,000	4,590,000	△ 320,000	
長野県委託金	1,850,000	2,100,000	△ 250,000	
農業経営者サポート事業委託金	1,850,000	2,100,000	△ 250,000	
受託事業収益計	27,826,000	28,138,000	△ 312,000	
受取補助金等				
補助金	72,153,000	79,064,000	△ 6,911,000	
受取補助金等計	72,153,000	79,064,000	△ 6,911,000	
雑収益				
受取利息	17,224	273	16,951	
雑収益	37,400	35,600	1,800	
雑収益計	54,624	35,873	18,751	
経常収益計	118,450,624	125,654,873	△ 7,204,249	
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	3,732,410	3,748,200	△ 15,790	
給料手当	49,068,268	51,228,889	△ 2,160,621	
事務補助員費	12,171,914	11,922,638	249,276	
福利厚生等費	12,294,331	11,999,120	295,211	
旅費交通費	4,680,564	5,430,727	△ 750,163	
通信運搬費	843,713	823,865	19,848	
印刷製本費	3,970,713	5,042,657	△ 1,071,944	
図書資料費	753,008	761,415	△ 8,407	
消耗品費	790,403	1,611,865	△ 821,462	
会場・会議費	988,984	1,222,816	△ 233,832	
広告料	4,890,531	5,044,740	△ 154,209	
諸謝金	4,935,592	6,463,876	△ 1,528,284	
賃借料	3,708,181	3,665,989	42,192	
保険料	92,310	92,310	0	
諸会費	200,500	105,500	95,000	
支払負担金	1,005,659	1,300,132	△ 294,473	
委託費	2,596,000	2,343,000	253,000	
租税公課	1,274,500	1,289,200	△ 14,700	
雑費	95,920	108,730	△ 12,810	
事業費計	108,093,501	114,205,669	△ 6,112,168	
管理費				
役員報酬	65,000	71,500	△ 6,500	
給料手当	837,940	1,778,379	△ 940,439	
福利厚生等費	469,034	1,083,590	△ 614,556	
退職給付引当金繰入額	0	0	0	
旅費交通費	465,024	577,953	△ 112,929	
通信運搬費	212,391	239,861	△ 27,470	
印刷製本費	315,897	121,678	194,219	
図書資料費	232,980	156,427	76,553	
消耗品費	0	6,435	△ 6,435	
消耗品費	46,661	77,712	△ 31,051	
会場・会議費	622,340	385,421	236,919	
広告宣伝費	12,980	27,830	△ 14,850	
諸謝金	139,400	133,100	6,300	
光熱水料費	402,032	372,734	29,298	

科目	本年度 (A)	前年度(B)	差引 (A)-(B)	備考
賃借料	994,262	832,877	161,385	
保険料	128,710	99,750	28,960	
諸会費	2,378,045	2,381,045	△ 3,000	
支払負担金	1,245,637	1,173,723	71,914	
支払助成金	1,107,601	1,109,720	△ 2,119	
委託費	0	209,000	△ 209,000	
修繕費	5,434	0	5,434	
租税公課	108,237	126,941	△ 18,704	
交際費	161,828	65,227	96,601	
雑費	318,173	252,260	65,913	
管理費計	10,269,606	11,283,163	△ 1,013,557	
経常費用計	118,363,107	125,488,832	△ 7,125,725	
当期経常増減額	87,517	166,041	△ 78,524	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	87,517	166,041	△ 78,524	
一般正味財産期首残高	2,674,052	2,508,011	166,041	
一般正味財産期末残高	2,761,569	2,674,052	87,517	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	2,761,569	2,674,052	87,517	

2 正味財産増減計算書内訳表

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

科 目	農業委員会ネットワーク業務会計（その1）				
	農委ネットワーク 業務推進事業	農政対策事業	農業委員会活動強 化対策事業	農地対策事業	農業法人・担い手 育成支援事業
I 一般正味財産増減の部					
1 経常収益					
(1) 受取補助金等	62,733,000	0	157,000	9,263,000	0
補助金	62,733,000		157,000	9,263,000	
(2) 受取委託金					
農業者年金基金委託金					
農業者年金事業委託金					
全国農業会議所委託金					
雇用就農資金委託金					
情報提供推進事業委託金					
長野県委託金					
農業経営者サポート事業委託金					
(3) 受取会費	4,714,501	1,650,000	1,150,000	0	600,000
普通会費	4,714,501	1,650,000	1,150,000		600,000
(4) 雑収益	0	0	0	0	0
受取利息					
雑収益					
経常収益計	67,447,501	1,650,000	1,307,000	9,263,000	600,000
2 経常費用					
(1) 事業費	67,447,501	1,650,000	1,307,000	9,263,000	600,000
役員報酬	3,732,410				
給料手当	48,185,827				
事務補助員費	1,200,000	0		1,451,880	
福利厚生等費	10,137,647	47,346		211,105	
旅費交通費	2,273,463	427,750	6,820	968,996	118,300
通信運搬費		58,781	16,937	133,548	18,533
印刷製本費		356,942	469,450	1,489,330	189,867
図書資料費				37,840	
消耗備品費					
消耗品費		26,914	77,136	182,119	45,642
会場・会議費		179,417		752,197	
広告宣伝費					
諸謝金		10,400		1,268,247	
賃借料	1,918,154	67,525	40,639	416,506	17,568
保険料					
諸会費					200,500
支払負担金		28,215	691,508	167,144	9,205
委託費		440,000		2,156,000	
租税公課					
雑費		6,710	4,510	28,088	385
(2) 管理費	0	0	0	0	0
役員報酬					
給料手当					
福利厚生等費					
退職給付引当金繰入額					
旅費交通費					
通信運搬費					
印刷製本費					
図書資料費					
消耗備品費					
消耗品費					
会場・会議費					
広告宣伝費					
諸謝金					
光熱水料費					
賃借料					
保険料					
諸会費					
支払負担金					
支払助成金					
委託費					
修繕費					
租税公課					
交際費					
雑費					
経常費用計	67,447,501	1,650,000	1,307,000	9,263,000	600,000
当期経常増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	0
II 正味財産期末残高	0	0	0	0	0

(単位: 円)

科 目	農業委員会ネットワーク業務会計 (その2)				農委ネット ワーク業務会 計合計 (A)	法人会計 (B)	合計 (A) + (B)
	雇用就農 資金事業	農業経営者 サポート事業	農業者年金 事業	情報活動事業			
I 一般正味財産増減の部							
1 経常収益							
(1) 受取補助金等	0	0	0	0	72,153,000	0	72,153,000
補助金					72,153,000		72,153,000
(2) 受取委託金	8,256,000	1,850,000	13,450,000	4,270,000	27,826,000	0	27,826,000
農業者年金基金委託金			13,450,000	0	13,450,000		13,450,000
農業者年金事業委託金			13,450,000		13,450,000		13,450,000
全国農業会議所委託金	8,256,000			4,270,000	12,526,000		12,526,000
雇用就農資金委託金	8,256,000				8,256,000		8,256,000
情報提供推進事業委託金				4,270,000	4,270,000		4,270,000
長野県委託金		1,850,000			1,850,000		1,850,000
農業経営者サポート事業委託金		1,850,000			1,850,000		1,850,000
(3) 受取会費	0	0	0	0	8,114,501	10,302,499	18,417,000
普通会費					8,114,501	10,302,499	18,417,000
(4) 雑収益	0	0	0	0	0	54,624	54,624
受取利息					0	17,224	17,224
雑収益					0	37,400	37,400
経常収益計	8,256,000	1,850,000	13,450,000	4,270,000	108,093,501	10,357,123	118,450,624
2 経常費用							
(1) 事業費	8,256,000	1,850,000	13,450,000	4,270,000	108,093,501	0	108,093,501
役員報酬					3,732,410		3,732,410
給料手当	207,091		145,460	529,890	49,068,268		49,068,268
事務補助員費	5,004,838		2,815,430	1,699,766	12,171,914		12,171,914
福利厚生等費	806,541		484,241	607,451	12,294,331		12,294,331
旅費交通費	378,716	120,406	340,179	45,934	4,680,564		4,680,564
通信運搬費	204,503	27,577	342,767	41,067	843,713		843,713
印刷製本費	170,246		1,216,830	78,048	3,970,713		3,970,713
図書資料費	1,430		310,088	403,650	753,008		753,008
消耗備品費					0		0
消耗品費	109,019	68,775	197,517	83,281	790,403		790,403
会場・会議費			57,370		988,984		988,984
広告宣伝費	33,000		4,783,949	73,582	4,890,531		4,890,531
諸謝金	530,389	1,322,172	1,502,804	301,580	4,935,592		4,935,592
賃借料	413,219	209,305	543,866	81,399	3,708,181		3,708,181
保険料				92,310	92,310		92,310
諸会費					200,500		200,500
支払負担金			80,140	29,447	1,005,659		1,005,659
委託費					2,596,000		2,596,000
租税公課	385,200	84,000	611,300	194,000	1,274,500		1,274,500
雑費	11,808	17,765	18,059	8,595	95,920		95,920
(2) 管理費	0	0	0	0	0	10,269,606	10,264,172
役員報酬					0	65,000	65,000
給料手当					0	837,940	837,940
福利厚生等費					0	469,034	469,034
退職給付引当金繰入額					0	0	0
旅費交通費					0	465,024	465,024
通信運搬費					0	212,391	212,391
印刷製本費					0	315,897	315,897
図書資料費					0	232,980	232,980
消耗備品費					0	0	0
消耗品費					0	46,661	46,661
会場・会議費					0	622,340	622,340
広告宣伝費					0	12,980	12,980
諸謝金					0	139,400	139,400
光熱水料費					0	402,032	402,032
賃借料					0	994,262	994,262
保険料					0	128,710	128,710
諸会費					0	2,378,045	2,378,045
支払負担金					0	1,245,637	1,245,637
支払助成金					0	1,107,601	1,107,601
委託費					0	0	0
修繕費					0	5,434	0
租税公課					0	108,237	108,237
交際費					0	161,828	161,828
雑費					0	318,173	318,173
経常費用計	8,256,000	1,850,000	13,450,000	4,270,000	108,093,501	10,269,606	118,363,107
当期経常増減額	0	0	0	0	0	87,517	87,517
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0	87,517	87,517
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0	2,674,052	2,674,052
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	0	2,761,569	2,761,569
II 正味財産期末残高	0	0	0	0	0	2,761,569	2,761,569

3 貸借対照表

令和7年 3月31日現在

(単位:円)

科目	本年度 (A)	前年度 (B)	差引 (A)-(B)	備考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	450,836	2,394,758	△ 1,943,922	
未収金	5,848,127	7,656,750	△ 1,808,623	
仮払金	1,592,396	0		
流動資産合計	7,891,359	10,051,508	△ 2,160,149	
2. 固定資産				
特定資産				
退職給付引当資産	37,946,254	81,901,040	△ 43,954,786	
特定資産合計	37,946,254	81,901,040	△ 43,954,786	
固定資産合計	37,946,254	81,901,040	△ 43,954,786	
資産合計	45,837,613	91,952,548	△ 46,114,935	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	5,016,461	7,235,939	△ 2,219,478	
預り金	123,069	151,257	△ 28,188	
短期借入金	0	0	0	
流動負債合計	5,139,530	7,387,196	△ 2,247,666	
2. 固定負債				
退職給付引当金	37,936,514	81,891,300	△ 43,954,786	
固定負債合計	37,936,514	81,891,300	△ 43,954,786	
負債合計	43,076,044	89,278,496	△ 46,202,452	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	0	0	0	
(うち基本財産への充当額)				
(うち特定資産への充当額)				
2. 一般正味財産				
一般正味財産合計	2,761,569	2,674,052	87,517	
(うち基本財産への充当額)				
(うち特定資産への充当額)	(9,740)	(9,740)	0	
正味財産合計	2,761,569	2,674,052	87,517	
負債及び正味財産合計	45,837,613	91,952,548	△ 46,114,935	

4 財産目録

令和7年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	普通預金	長野県信連 本店 0163708	運転資金等	450,836
	未収金	補助金等未収金		5,848,127
	仮払金			1,592,396
流動資産合計				7,891,359
(固定資産)				
特定資産	退職給付引当資産	長野県信連普通預金・ 定期預金		37,946,254
固定資産合計				37,946,254
資産合計				45,837,613
(流動負債)	未払金	事業運営費未払金		5,016,461
	預り金	所得税 その他		123,069 0
		預り金 計		123,069
流動負債合計				5,139,530
(固定負債)				
	退職給付引当金	農業会議プロパー職員 の退職給付引当金		37,936,514
固定負債合計				37,936,514
負債合計				43,076,044
正味財産				2,761,569

5 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

退職給与引当金・・・職員に対する退職金の支払いに備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上している。

(2) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込経理方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	81,901,040	0	43,954,786	37,946,254
合計	81,901,040	0	43,954,786	37,946,254

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	37,946,254	-	-	37,946,254
合計	37,946,254	-	-	37,946,254

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
農業委員会ネットワーク 機構費補助金	長野県	0	62,890,000	62,890,000	0	
地域営農基盤強化総合 対策事業補助金 (広域的農地利用調整活動支援事業)	〃	0	9,263,000	9,263,000	0	
合計		0	72,153,000	72,153,000	0	

6 附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	退職給付引当資産	81,901,040	0	43,954,786	37,946,254
	特定資産計	81,901,040	0	43,954,786	37,946,254

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	81,891,300	0	43,954,786	0	37,936,514

監 査 報 告 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの会計年度における一般社団法人長野県農業会議の業務及び財産の状況について監査を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1 監査の方法及びその内容

令和7年5月26日、長野市「JA長野県ビル」で開催の「監査会」において、理事及び出席職員から資料に基づき説明を受け、事業報告書等が法令又は定款に従い農業会議事業の実施状況を正しく示しているかについて監査を行いました。

2 監査の結果

(1) 事業報告、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、農業会議事業の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 農業会議事業の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年5月26日

一般社団法人長野県農業会議

監事

大井 秀尚



監事

外田 有一



⑤

改正農振法の運用について（案）

令和7年3月
農林水産省 農村振興局

改正のポイント①：国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に

- ・国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け
- ・国内の農業生産の増大を基本とし、**安定的な輸入・備蓄**について新たな位置付け
- ・**農業生産基盤等の確保**のための**輸出の促進**を新たに位置付け
- ・**合理的な費用を考慮した価格形成**を新たに位置付け

25年間で明らかになった課題

<世界の食料需給の不安定化による輸入リスクの増大>

- ・気候変動による食料生産の不安定化
- ・世界的な人口増加等に伴う食料争奪の激化
- ・国際情勢の不安定化

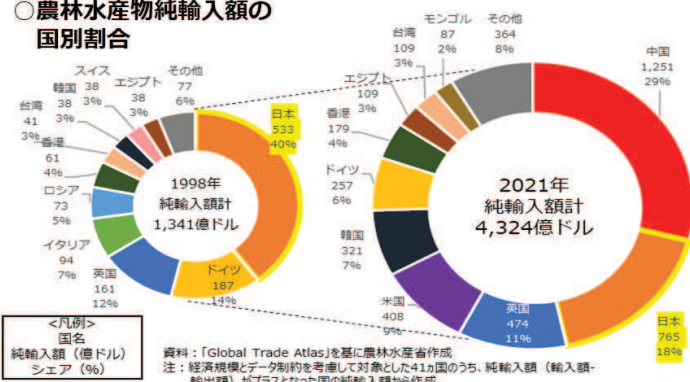
<良質な食料を入手できない食品アクセス問題の増大>

- ・小売・スーパーの撤退
- ・高齢者を中心とした買い物の移動の不便さの増大
- ・貧困・格差の拡大

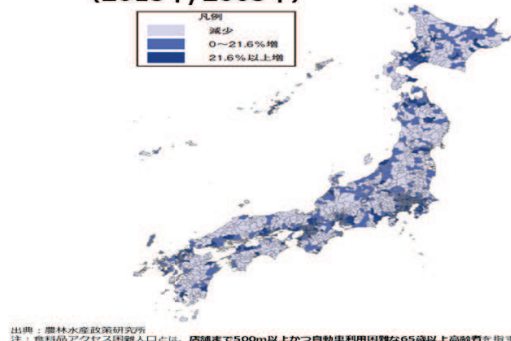
改正後の基本理念

- ・食料安全保障を基本理念の柱と位置付けた上で、国全体としての食料の確保（食料の安定供給）に加え、**国民一人一人の入手の観点を含めたものとして、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれ入手できる状態」と定義（第2条第1項）**
- ・食料の安定的な供給については、**農業生産の増大を基本とし、安定的な輸入・備蓄の確保**について新たな位置付け（第2条第2項）
- ・食料の安定的な供給に当たっては、**農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保が重要である旨を位置付け（第2条第4項）**

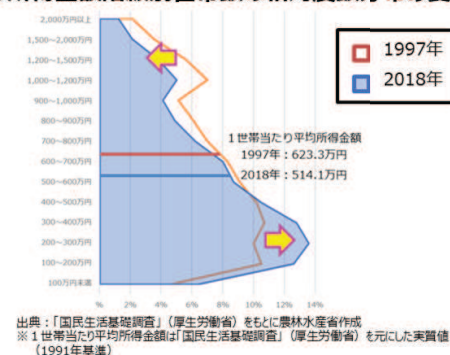
○農林水産物純輸入額の国別割合



○アクセス困難人口増加率・市町村 (2015年/2005年)



○所得金額階級別世帯数の相対度数分布の変化



食料安全保障強化に向けた農地制度見直しについて

- 食料安全保障の根幹は、人と農地の確保。
- 農地は食料生産の基盤であり、農地の総量確保と適正利用のための措置を強化するとともに、人口減少に対応し、将来にわたっての農地の総量確保を図るため、人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化についても所要の措置を講じていく。

【具体的な措置】

農地の確保・適正利用に係る措置の強化

<農地の総量確保のための措置>

○ 農地の総量確保のための措置の強化

→ 県の面積目標の達成に向けた措置及び農用地区域の変更に係る国の関与強化 等

○ 農地転用に係る手続の厳格化

→ 農地転用許可後の定期報告及び原状回復命令に従わない者の公表

<適正利用のための措置>

○ 農地の権利取得の厳格化

→ 農地の権利取得時の法令遵守状況等を確認し、不適正な農地利用を防止 等

農地の確保・適正利用に
係る措置を強化した上で

将来にわたって農地の総量を確保し、最大限活用を図るための措置

○ 人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化

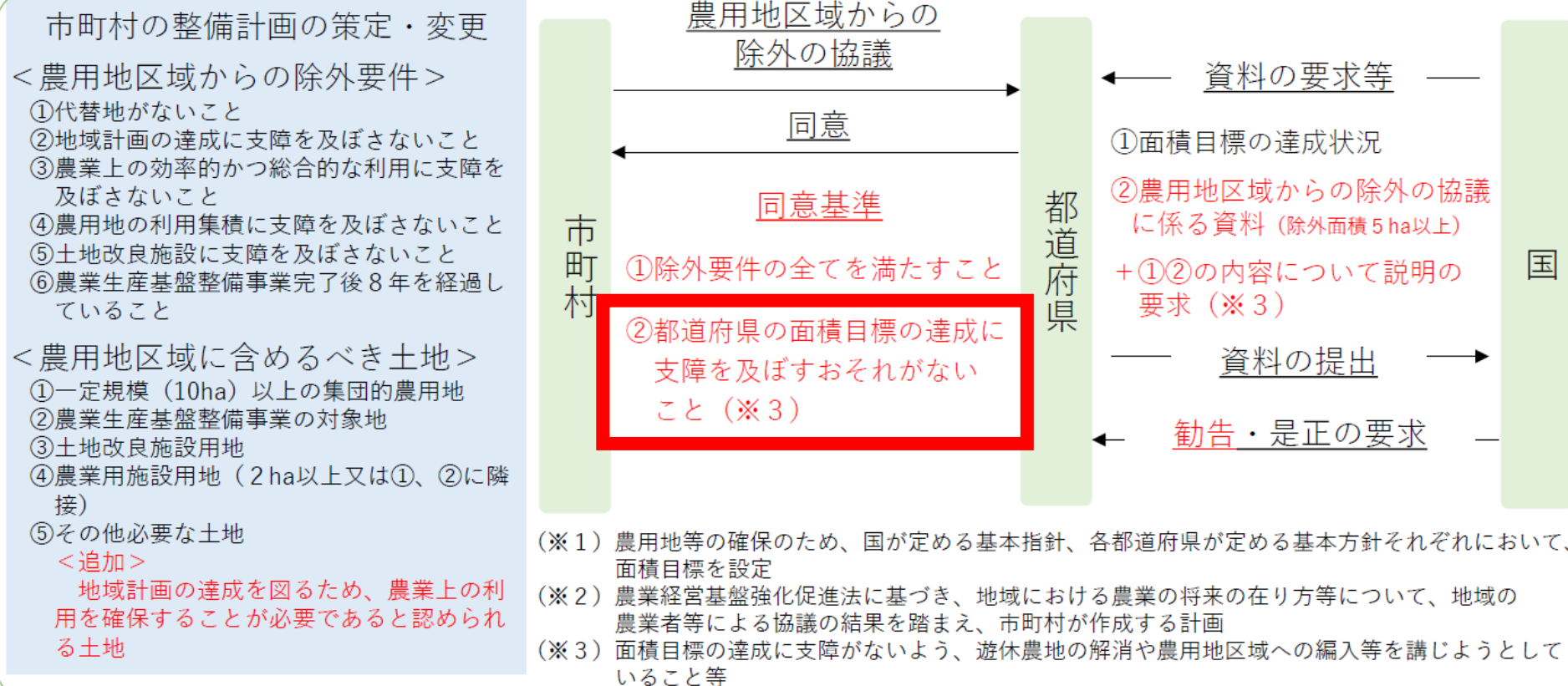
→ 懸念払拭措置を講じた上で食品事業者等との連携による出資の柔軟化

農地の総量確保のための措置の強化（農振法）

- 目的規定に**食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記**
- **国と地方公共団体の責務**及び国の基本指針・都道府県の基本方針（※１）の**面積目標の対象を農用地区域内の農用地に明確化**するとともに、基本指針策定に当たっての**国と地方の協議の場を法定化**
- 農用地の総量確保の措置として、**①除外に係る都道府県の同意基準の追加、②国の関与に係る手続を整備**
- 農用地区域に定めるべき土地として、**地域計画（※２）の達成のために必要な土地を追加**

農地の総量確保のための措置の概要

以下の赤字は改正部分



都道府県の農用地区域内農地面積目標の設定基準（案）

- ◆ 都道府県の農用地区域内農地面積の目標は、国が示す設定基準に基づいて設定（基準は国の目標設定に準拠）。
- ◆ 基準となる農地面積に、考慮要素を加減し、新たな目標を設定。

基準となる農用地区域内の農地面積

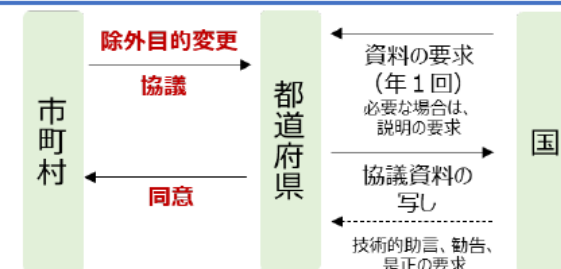
考慮要素	設定基準	具体的算定方法
1 農用地区域からの除外（－）	これまでのすう勢が今後も継続した場合に見込まれる農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外面積	令和２年から５年までのすう勢により算出
2 荒廃農地の発生（－）	これまでのすう勢が今後も継続した場合に見込まれる荒廃農地の発生面積	令和２年から５年までのすう勢により算出
3 農用地区域への編入促進（＋）	農振白地農地のうち、農用地区域とすることが適当な農地（集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたもの）の相当部分の面積を積極的に編入	令和５年における農振白地農地のうち、 ① 20ha以上の集団的農地 ② 10ha～20haの集団的農地のうち基盤整備済み農地を全て編入するものとして算出
4 荒廃農地の発生防止（＋）	これまでのすう勢が今後も継続した場合に見込まれる荒廃農地の発生防止の面積	各都道府県における担い手への農地集積目標を踏まえて、新たに担い手に集積される農地に応じた発生防止効果を算出
5 荒廃農地の解消（＋）	抜根、整地等により、通常の農作業による耕作が可能になると見込まれる荒廃農地の解消が見込まれる面積	令和２年から５年までの解消面積の４か年平均値（荒廃農地のストック面積が増加している場合には、その増加率により補正した値）が継続するものとして算出
6 独自に考慮すべき事由（±）	都道府県独自の施策の推進による編入の促進や荒廃農地の発生防止効果の出現 定期見直し等により、農用地区域の設定要件を満たさないと判断されたことによる除外 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による除外等	個別具体的に国との協議において決定。 特に、「都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による除外」については、 ① 開発計画策定自治体内の開発担当・農地担当間において、土地の位置や規模等についての調整が調い、 ② ①の自治体と協議先（例：市→県、県→国）の農振担当部局との間の土地利用調整が開始されたもの については、都道府県面積目標案に計上することを可とし、国は、面積目標の期間中に開発が確実に行われる見込みを確認。

新たな都道府県面積目標

長野県の面積目標（R12）が 91.178ha に対して
R5.12 末時点の農地面積が 90,741ha で目標を下回っている

影響緩和措置の要否（都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれの判断）

- ◆ 都道府県知事は、市町村が一般の転用を目的として行う農用地区域からの除外（＝除外目的変更※）が、都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、その市町村に対して、影響緩和措置を記載した書面の提出を求める。
- ◆ 除外目的変更による農地面積の動向（フロー管理）と、全体農地面積の動向（ストック管理）から、都道府県面積目標への影響を及ぼすおそれの有無を判断。



※法第13条第2項による除外。例えば、市街化区域編入・地域整備法（地域未来投資促進法、農産法等）による施設の設置・公共転用（農振法開発許可不要のもの）・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）・基礎調査による変更などの法第13条第1項による除外は除く。

都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき

除外目的変更による農用地区域内農地面積の減少が、都道府県面積目標における見込みを上回るとき

【例】	(A年度)	(翌年度)
・ 面積目標における見込み	100ha	
・ 除外による農地減少	120ha	→ 措置必要 (超過率20%)
	80ha	→ 措置不要

影響緩和措置の必要面積

（見込みを上回ったことが判明した翌年度から）
除外目的変更の面積（整備計画の変更毎）

×

すう勢からの超過率（上限100%）

【例】 超過率20%の場合	(講ずべき影響緩和措置)
(除外目的変更)	
・ X市 5ha	5ha × 超過率20% = 1ha
・ Y市 10ha	10ha × 超過率20% = 2ha

農用地区域内の全体農地面積が、都道府県面積目標を下回るとき

【例】	(C年度)	(翌年度)
・ 都道府県面積目標	10,000ha	
・ 実際の農地面積	9,500ha	→ 措置必要
	10,500ha	→ 措置不要

（面積目標を下回ったことが判明した翌年度から）
除外目的変更の面積（整備計画の変更毎）
と同等（100%）

【例】	(講ずべき影響緩和措置)
(除外目的変更)	
・ X市 5ha	5ha (除外目的変更と同等)
・ Y市 10ha	10ha (除外目的変更と同等)

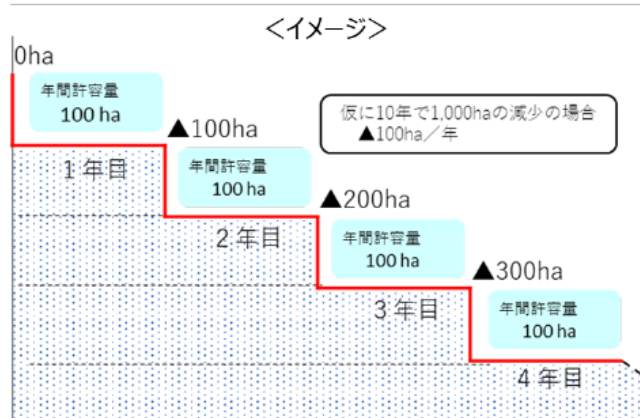
※フロー管理・ストック管理の両方で措置必要となった場合は、ストック管理による影響緩和措置を講ずる必要。

(参考) パターン① (フロー管理) の詳細

- ✓ 都道府県面積目標設定の際に見込んだ除外目的変更による農地減少面積のすう勢を基に、「一般転用年間許容量」を設定。
- ✓ 毎年、除外目的変更による農地減少面積と年間許容量を比較。翌年度の影響緩和措置の要否を判断。
- ✓ 一般転用年間許容量は、面積目標設定時に公表。影響緩和措置の要否 (割合を含む) は毎年度公表。
- ✓ 一般転用年間許容量の超過分は、翌年度のみで影響緩和措置を講じることが原則。

一般転用年間許容量の設定方法

- 都道府県面積目標の設定で見込んだ
法第13条第2項の除外 (除外目的変更)
による農地減少面積のすう勢を基に、毎年均等に設定。
- 設定した許容量は公表。



影響緩和措置の要否の判断

除外目的変更による農地減少面積
と年間許容量との関係

翌年度の
影響緩和措置

〈許容量を超過〉

年間許容量 100 ha

農地減少面積
150 ha

(超過率 50%)

必要

翌年度の
除外目的変更
の面積
(整備計画の変更毎)

×
超過率※

※上限100%

〈許容量の範囲内〉

年間許容量 100 ha

農地減少面積
70 ha

不要

年間許容量の超過分の扱い

- 年間許容量の超過分は、
翌年度のみで影響緩和措置を講じることが適切だが、
当初想定していなかった大規模な除外があった場合等
には、超過率を複数年に分割して措置を取ることも可能。
- 分割方法は次のいずれか。
① 残余を均等
② 翌年度は最大 + 残余は均等
- いずれの場合も分割は最長 5 年。



年間許容量の余剰分の扱い

- 年間許容量の余剰分は、
翌年度以降のいずれかの年度における
許容量の超過率の算定において相殺できる
(余剰率を複数年に分割することも可)。

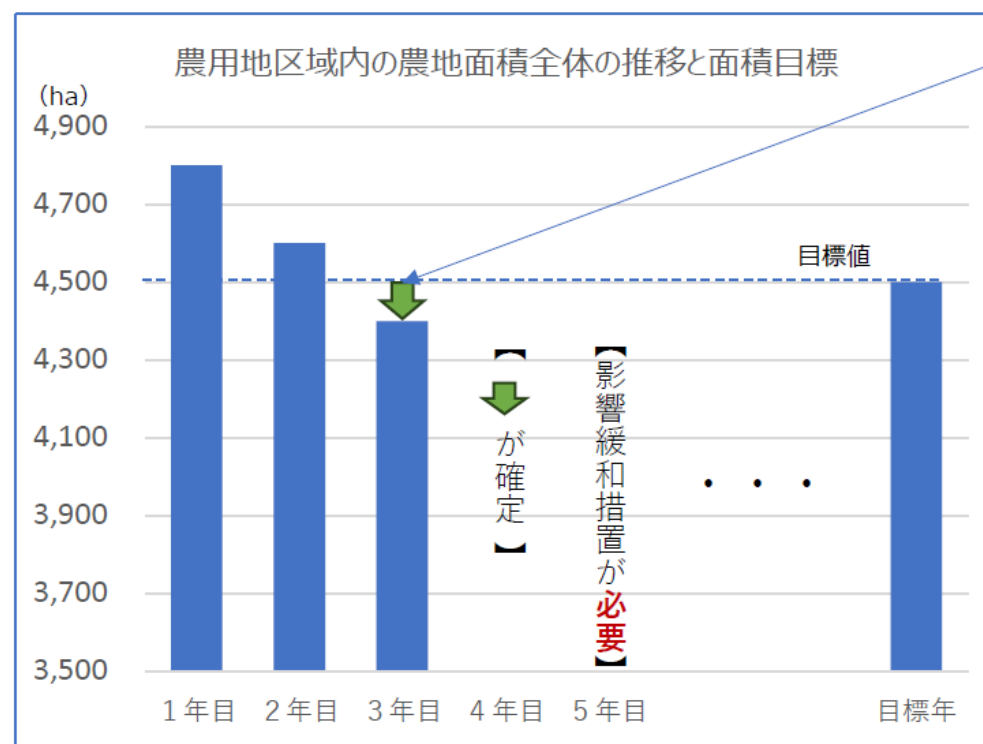


（参考）パターン②（ストック管理）の詳細

- ◆ 都道府県面積目標の達成状況調査により、農用地区域内の全体農地面積が都道府県面積目標を下回ることが判明した場合、判明した翌年度以降の法第13条第2項による除外（除外目的変更）には影響緩和措置が必要。
- ◆ 影響緩和措置の必要面積は、除外目的変更による農地面積と同等。

（※例えば、市街化区域編入・地域整備法（地域未来投資促進法、農産法等）による施設の設置・公共転用（農振法開発許可不要のもの）・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）・基礎調査による変更などの法第13条第1項による除外は除く。）

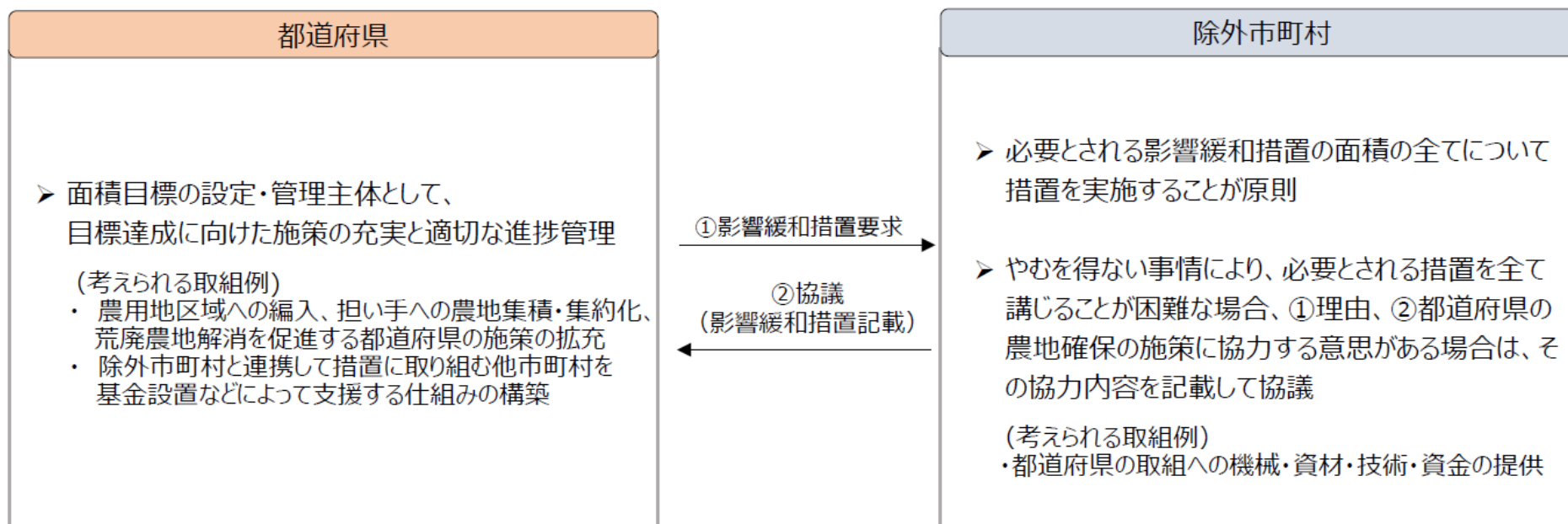
影響緩和措置の要否の判断



- 3年目の実績は、翌年（4年目）の面積目標達成状況調査で把握。
- 面積目標を下回ることが判明した場合、その翌年度（5年目）の除外目的変更には、影響緩和措置が必要。（除外目的変更による農地減少面積と同等。分割不可。）
- パターン②（ストック管理）により影響緩和措置を講ずる必要が生じた場合、パターン①（フロー管理）による影響緩和措置は不要。
- 全体農地面積と都道府県面積目標の比較に当たっては、デジタル技術の活用等により、全体農地面積に国土調査の測量成果等を要因とする変動が生じていたことを判明した場合には、その変動面積について都道府県面積目標の数値に加減した上で、達成状況を判断することができる。

影響緩和措置の内容と履行

- ◆ 都道府県は、自らの面積目標の実現に向けた施策の充実や進捗管理を適切に実施。
- ◆ 除外目的変更を行おうとする市町村は、必要とされる影響緩和措置の面積の全てについて、措置を講ずることが原則。



影響緩和措置の内容

- 農用地区域への農地の編入、荒廃農地の解消、農用地の造成のいずれかの取組（複数でも可）
（都道府県面積目標の施策効果分として実施することを想定している取組は除く（都道府県において適切に判断））
 - 都道府県に書面を提出する主体は除外市町村だが、影響緩和措置を講ずる者は市町村以外の者でも差し支えない。
 - 整備計画の変更から5年以内に履行（工期が5年を超える場合はその工期）
- ※影響緩和措置の履行状況については、都道府県において措置完了まで継続的に把握

除外協議への同意の判断

- ◆ 都道府県は、除外市町村による措置と都道府県内における施策の実施状況により、必要な影響緩和措置が講じられ、農地確保が図られる見込みがあると判断できる場合に同意。

都道府県による同意の判断

(1) 除外目的変更が除外要件のすべてを満たすと認められること（法改正前と同様）

- ① 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- ② 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑥ 土地改良事業等完了後 8 年を経過していること

+

(2) 除外目的変更が都道府県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること（法改正で追加）

- ① 除外市町村において必要な影響緩和措置が適切に講じられることにより、農地確保が図られる見込みがあると判断できる場合
⇒同意可
- ② やむを得ない事情により、除外市町村において必要な影響緩和措置を講ずることが困難である旨の書面提出があった場合
⇒書面の記載内容に加え、都道府県内における農地確保のための施策により目標期間内に除外市町村の影響緩和措置の不足を補う見込みがあると判断できる場合には、同意可

令和 7 年度における影響緩和措置の要否の判断

- ◆ 改正法施行時点で都道府県面積目標を下回っている都道府県は影響緩和措置を講ずる必要があるが、都道府県において新たな面積目標の設定に向けた準備期間を要することも考慮し、令和 7 年度においては、
 - ①既に面積目標を下回り、かつ、②除外目的変更の年平均実績がすう勢を超過している場合に、その超過率に応じた措置とする。
- ◆ 新たな都道府県面積目標を設定した後は、改めて、新目標に照らして要否を判断する。

令和 7 年度における影響緩和措置の要否の判断

最新の都道府県面積目標達成状況調査（令和 5 年12月末時点集計）のデータで判断

面積目標を上回っている場合

影響緩和措置不要

既に面積目標を下回っている場合

年平均実績値がすう勢の範囲内

影響緩和措置不要

年平均実績値がすう勢を超過

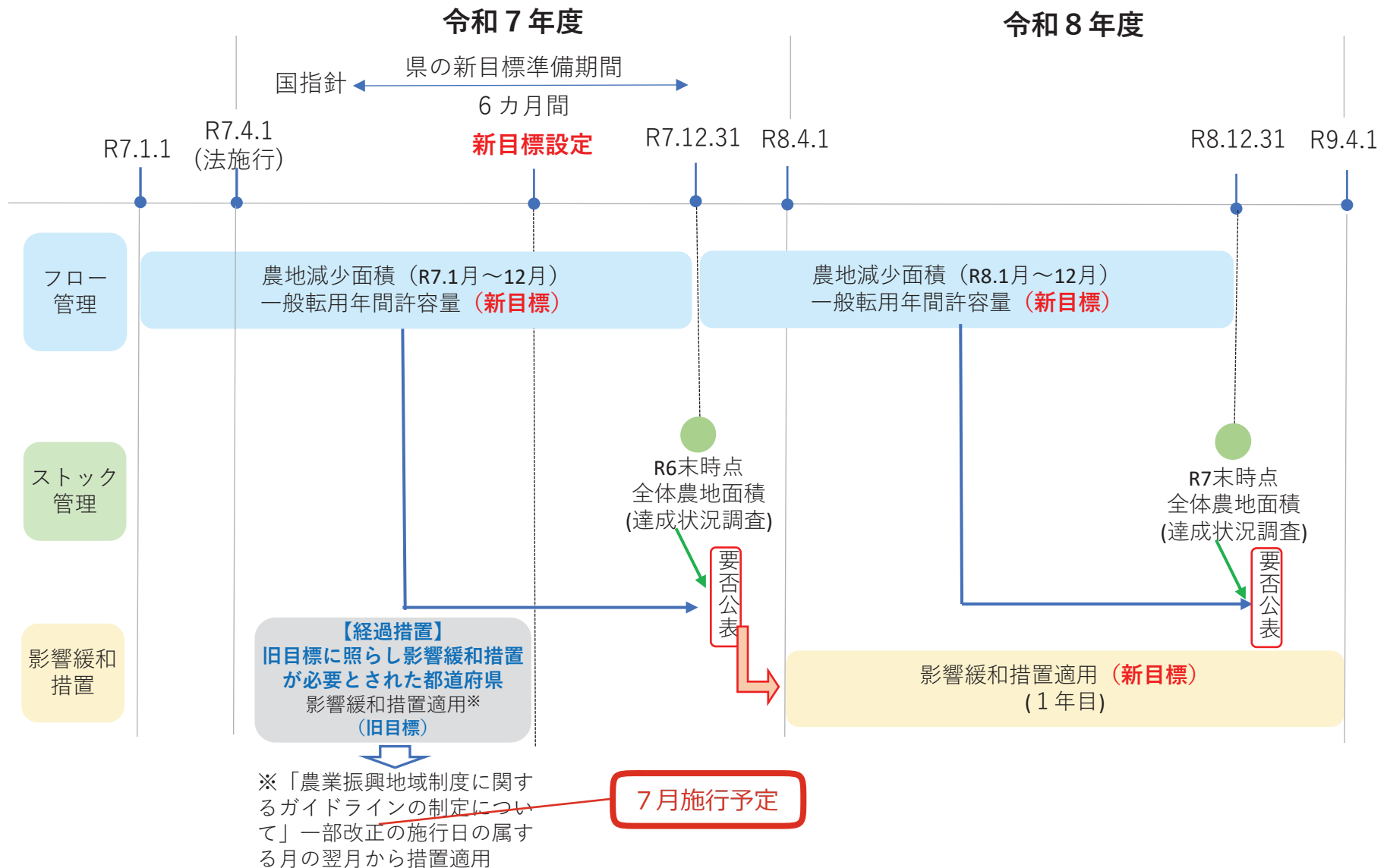
影響緩和措置必要
(超過率に応じた面積)

- 年平均実績値は、①・②のいずれか低い方
 - ① 直近 4 か年の除外目的変更による農地減少面積の年平均実績値
 - ② 直近 5 か年の除外目的変更による農地減少面積の最大値と最小値を除く年平均実績値
- すう勢は、現行面積目標で設定した除外目的変更による除外の年平均
- 「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」一部改正の施行日の属する月の末日までに影響緩和措置の要否及び措置の割合を公表

長野県は 30%

フロー管理・ストック管理の実績把握と影響緩和措置の要否判断の流れ

令和7年度中に、新目標に基づき、翌年度の影響緩和措置の要否を公表した場合



盛土規制法と農地転用について

長野県農業政策課農地調整係

1 盛土等に係る規制の経過

- ・令和5年1月1日に長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（通称：盛土条例）に基づく規制開始。
- ・令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が施行。
- ・長野県では令和7年5月26日に規制区域を指定し、盛土規制法に基づく規制開始。

2 盛土規制法の概要

- ・規制区域内で行う一定規模を超える盛土等は許可等が必要。
- ・長野県は県内全域を規制区域（宅造区域または特盛区域）に指定。
- ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為※は規制の対象外だが、農地転用に係る盛土等で一定規模を超えるものは規制対象。

※通常の営農行為

通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の入れ替え、暗きょ排水の新設及び改修等

3 農地転用許可との関係（盛土条例との変更点）

- ・申請者は農地転用許可申請書に盛土規制法の許可申請書の写しを添付し、県農業農村支援センターが県建設事務所維持管理課（盛土規制法担当）に許可見込みを確認した上で、同時許可とする。

※盛土条例と同様の扱い

- ・規制基準の変更により、盛土規制法の許可を要する農地転用案件が増加する可能性がある。

【参考】規制対象となる工事の規模（抜粋）

盛土条例	盛土規制法※	
	宅造区域	特盛区域
・面積 3,000 m²以上 ・高さ 5 m以上	・面積 500 m²超 ・高さ 2 m超 など	・面積 3,000 m²超（500 m²超は届出） ・高さ 5 m超（2 m超は届出） など

※四方の土地より低い窪地（田など）を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にするものは許可不要



しあわせ信州

宅地造成及び特定盛土等規制法 (通称：盛土規制法) に関する説明会

長野県 建設部 都市・まちづくり課
長野市 建設部 建築指導課 盛土規制対策準備室
松本市 建設部 建築指導課

目次

1 盛土規制法の概要

- 1-1 盛土規制法の目的、背景
- 1-2 盛土規制法の概要
- 1-3 長野県における規制区域

2 盛土規制法の規制対象について

- 2-1 規制対象となる工事の規模
- 2-2 許可対象の考え方
- 2-3 許可を要しない工事、許可の特例
- 2-4 届出を要する工事
- 2-5 許可と届出の規模の整理

3 許可申請等の手続き

- 3-1 工事完了までの流れ
- 3-2 責任の所在の明確化
- 3-3 申請者、申請先、手数料、標準処理期間

4 技術的基準

- 4-1 土地の形質の変更に係る技術的基準
- 4-2 土石の堆積に係る技術的基準

5 おわりに

はじめに

- ◆ 長野県では、**令和7年5月26日に規制区域を指定**し、盛土規制法の運用を開始します。
- ◆ 本日の説明会は、建設業者、調査設計業者、不動産取引関係者等の建設関係事業者様を対象に、盛土規制法を広く周知することを目的としております。従いまして、盛土規制法の「概要」・「申請、手続き」・「技術的基準」等を中心に要点を絞ってご説明いたします。
- ◆ 本日の内容については現時点のものであり、運用開始までに今後変更となる場合があります。
- ◆ 盛土規制法に関する申請・手続き、技術的基準に関する情報については、県等のホームページで公開予定です。随時更新を行いますので、最新の情報はホームページをご確認ください。

2

1 盛土規制法の概要

3

1-1 盛土規制法の目的、背景

1 盛土規制法の概要

■ 盛土をめぐる現状 ■

- 令和3年7月、静岡県熱海市伊豆山地区で大雨により、盛土の崩落を伴う大規模な土石流が発生し、甚大な人的・物的被害が生じた。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



国交省資料より

■ 制度上の課題 ■

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により開発を規制
⇒各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在していた。**
(一部の地方公共団体では、条例を制定して対応)

4

1-1 盛土規制法の目的、背景

1 盛土規制法の概要

危険な盛土等を**全国一律の基準**で包括的に規制する法制度が必要

- **盛土等による災害から国民の生命・身体を守る**観点から、盛土等を行う土地の用途（宅地・森林・農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正

「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」を制定

令和4年5月27日公布

令和5年5月26日施行

- 国土交通省・農林水産省による共管法
- 国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施

5

1-2 盛土規制法の概要

1 盛土規制法の概要

1. スキマのない規制

- ・都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途に関わらず、盛土等により**人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域**として**指定**する。
- ・土地の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可/届出の対象とする。

2. 盛土等の安全性の確保

- ・規制区域内で盛土等を行う場合は、**災害防止のために必要な許可基準が設定**され、あらかじめ許可が必要となる。
- ・施工中・完了時の安全確認として**定期報告、中間検査、完了検査**を実施する。

3. 責任の所在の明確化

- ・盛土等が行われた土地では、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有する。
- ・災害防止のために必要な時は、土地所有者等だけでなく、**原因行為者に対しても、是正措置等を命令**することができる。

4. 実効性のある罰則

- ・罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑※や罰金刑の**水準を強化**している。

(最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下)

※2025年6月1日施行の改正刑法により、「拘禁刑」となります。

6

1-2 盛土規制法の概要

1 盛土規制法の概要

■ 盛土規制法で指定される規制区域 ■

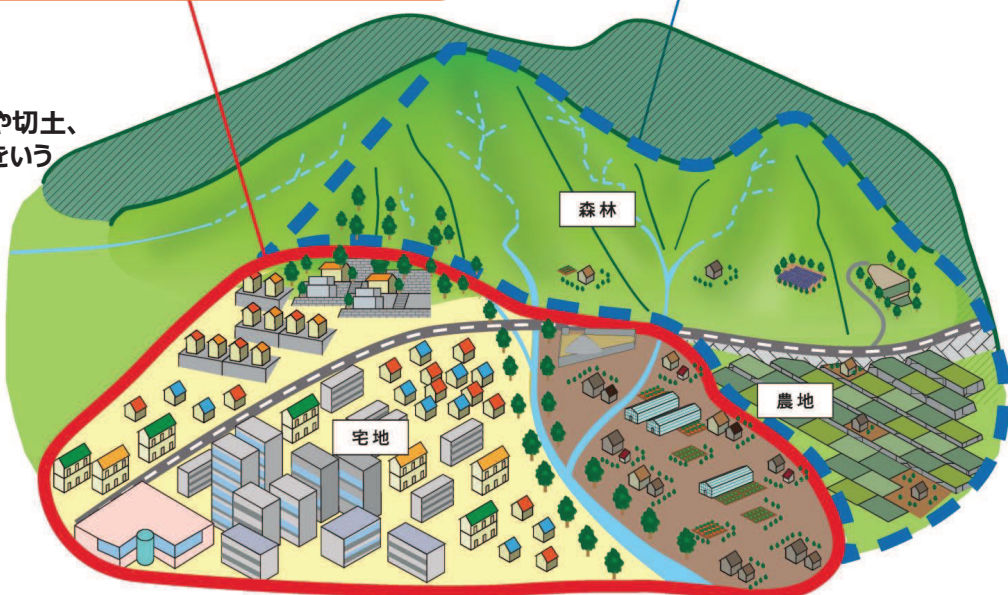
宅地造成等工事規制区域 (通称：宅造区域)

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域 (通称：特盛区域)

市街地や集落などから離れているものの、地形の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア等

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積をいう



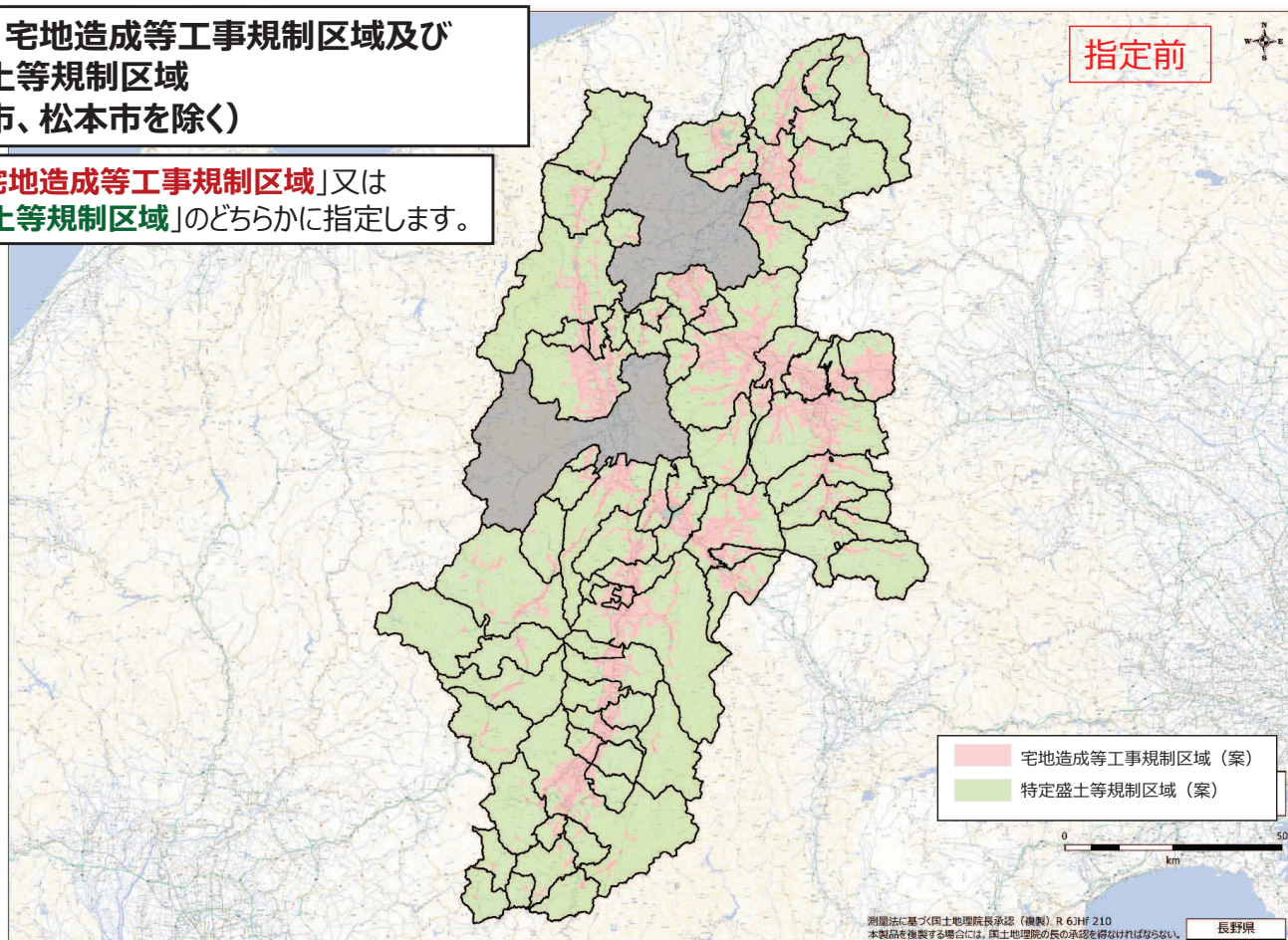
7

1-3 長野県における規制区域（県管轄区域）

1 盛土規制法の概要

長野県 宅地造成等工事規制区域及び
特定盛土等規制区域
(長野市、松本市を除く)

全域を「宅地造成等工事規制区域」又は
「特定盛土等規制区域」のどちらかに指定します。

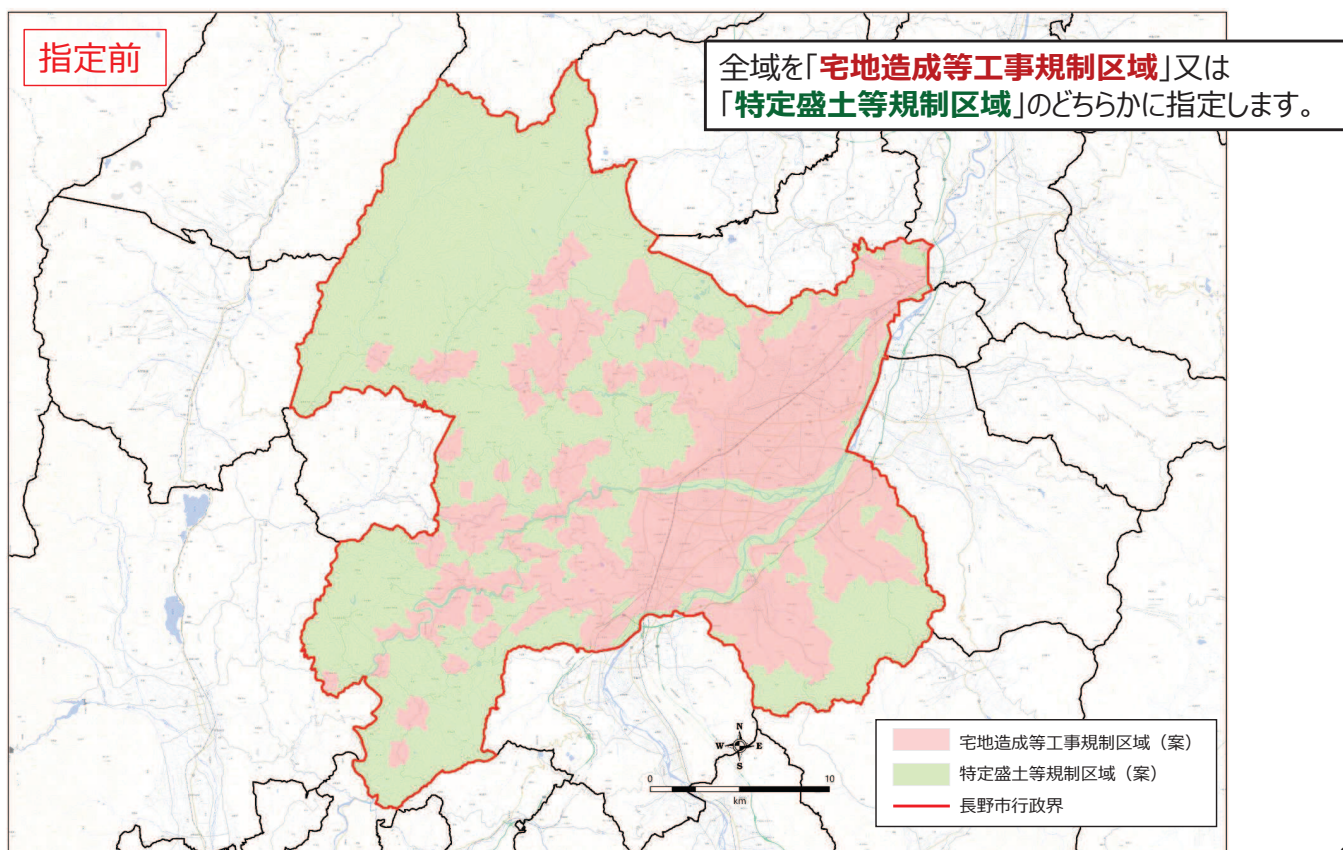


8

1-3 長野県における規制区域（長野市）

1 盛土規制法の概要

長野市 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域



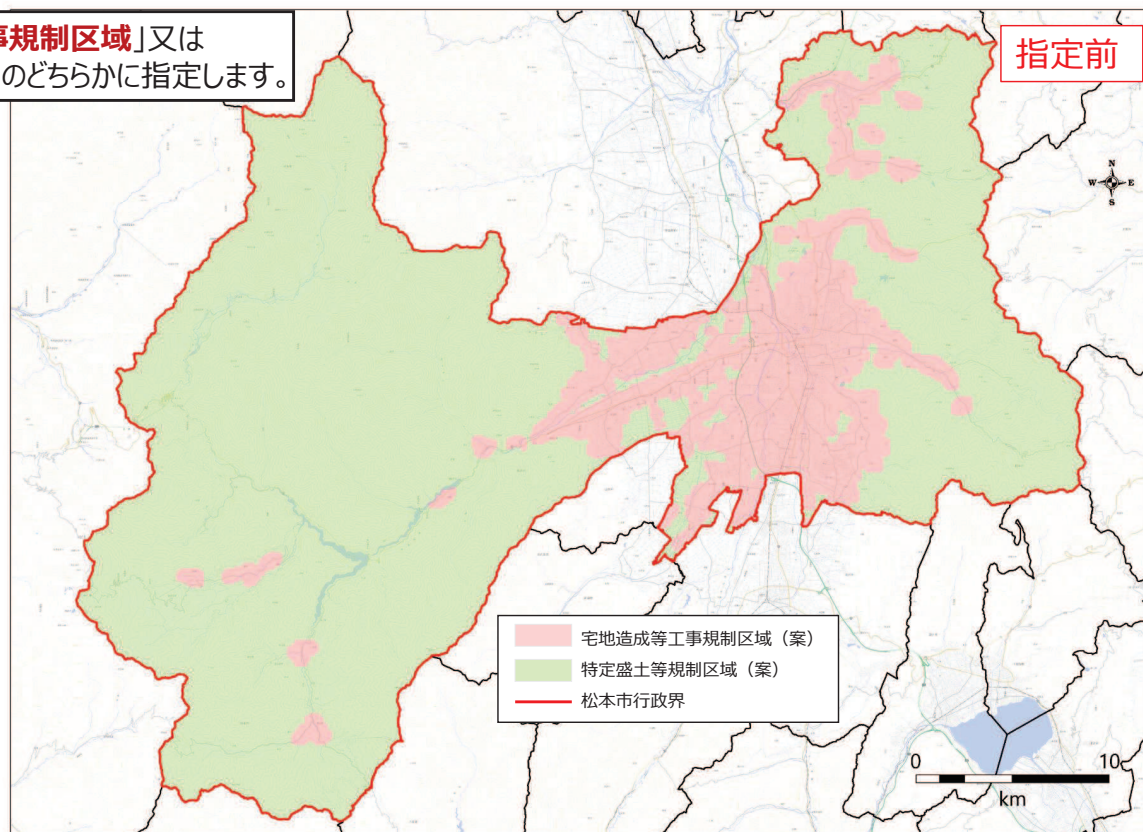
9

1-3 長野県における規制区域（松本市）

1 盛土規制法の概要

松本市 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

全域を「**宅地造成等工事規制区域**」又は「**特定盛土等規制区域**」のどちらかに指定します。



10

2 盛土規制法の規制対象について

2-1 規制対象となる工事の規模

2 盛土規制法の規制対象について

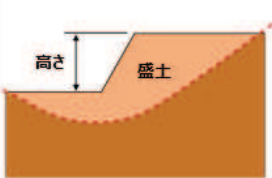
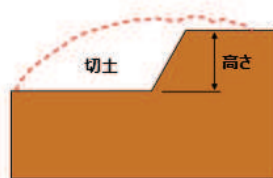
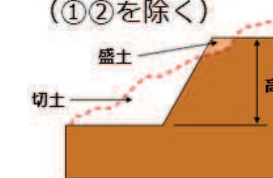
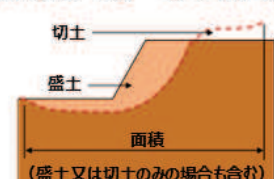
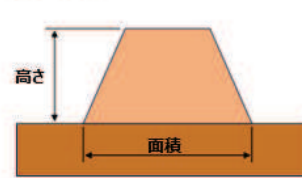
宅地造成等工事規制区域	許可
＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞ ① 盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの ② 切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 の崖を生ずるもの（①②を除く） ④ 盛土で高さが 2m超 となるもの（①,③を除く） ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④を除く）	＜一時的な土石の堆積＞ ⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの。
 ※ 「土石の堆積」とは、一時的に土石を積み重ね、一定期間（5年以内）で除却されるもの。

12

2-1 規制対象となる工事の規模

2 盛土規制法の規制対象について

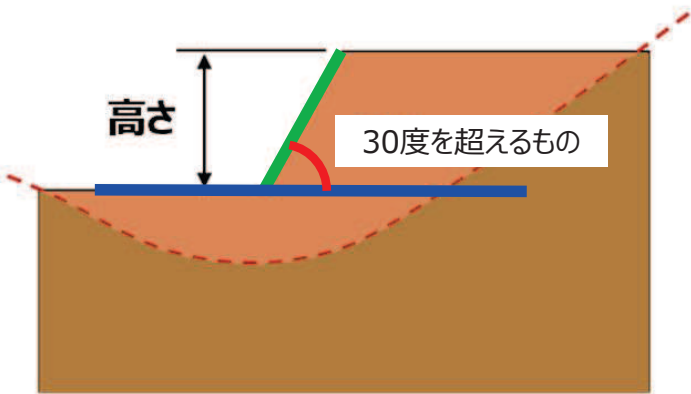
特定盛土等規制区域	届出	許可		
＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞ ① 盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの  ② 切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの  ③ 盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 5m超 の 崖を生ずるもの (①②を除く)  ④ 盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①,③を除く)  ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの (①～④を除く) 			＜一時的な土石の堆積＞ ⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ 面積が300㎡超 1,500㎡超 となるもの  ⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの 	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの。
 ※ 「土石の堆積」とは、一時的に土石を積み重ね、一定期間（5年以内）で除却されるもの。

13

■ 崖の考え方 ■

「崖」とは、地表面が水平面に対し
30°を超える角度をなす土地



緑線：地表面
青線：水平面

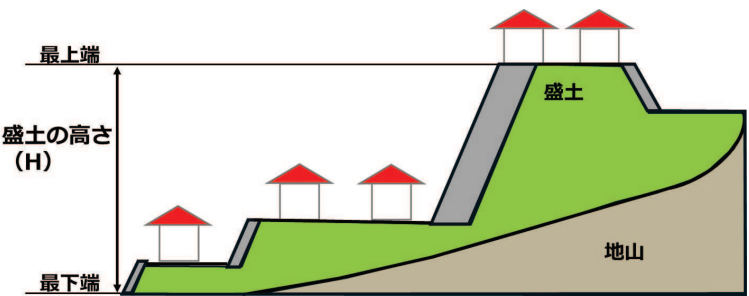
呼称	表記	角度 (°)
一分	1 : 0.1	84.3
...	...	...
一割七分	1 : 1.7	30.5
一割八分	1 : 1.8	29.1
...	...	...

14

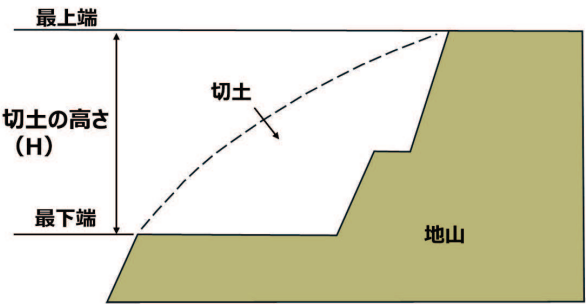
2-2 許可対象の考え方

■ 高さの考え方 ■

盛土の高さ：盛土の**最下端**と**最上端**の標高差をいう。
切土の高さ：切土の**最下端**と**最上端**の標高差をいう。



盛土の高さの計測イメージ



切土の高さの計測イメージ

※擁壁等を設置する場合は、基礎となる地下の部分は高さの範囲に含まれません。

「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」より一部加筆

2-2 許可対象の考え方

2 盛土規制法の規制対象について

■ 面積の考え方 ■

A: 許可の要否を判断する面積

現地盤との標高差（厚さ）が30cmを超える土地の形質変更等を行う面積の合計

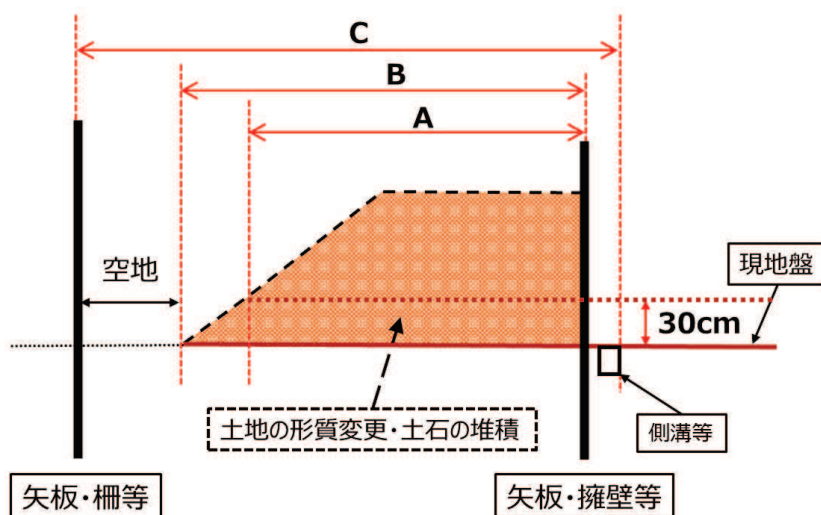
B: 造成する面積（申請面積）

現地盤との標高差（厚さ）が30cm以下の土地を含む土地の形質変更等を行う面積の合計

※擁壁・矢板等が一体で施工されている場合は、それらを含む面積の合計とする。

C: 土地の面積

土地の形質変更又は土石の堆積を行わない面積を含む
開発を実施する全体の面積



16

2-2 許可対象の考え方

2 盛土規制法の規制対象について

■ 一体性の考え方 ■

盛土等が一体であるかの判断は、以下の事項を踏まえ総合的に判断される。

※計画ごとの判断となるため、開発を行う前に許可権者へご相談ください。

・事業者の同一性

事業者が実質的に一体と認められる場合

・物理的一体性

- ①複数の盛土等が「隣接」し、外形上一体の盛土等を形成する場合
- ②複数の盛土等が「近接」し、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ又は他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれのある場合
- ③同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり、「一体不可分」となる場合

・機能的一体性

事業的、計画的に行われる等、同じ目的で複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関係している場合

・時期的近接性

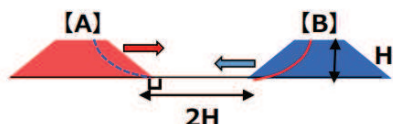
盛土等が行われた時期が近い場合

17

2-2 許可対象の考え方

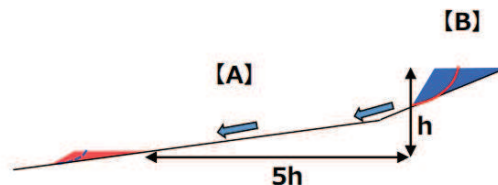
2 盛土規制法の規制対象について

【平地盛土】



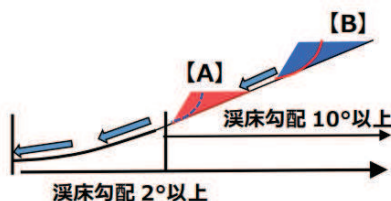
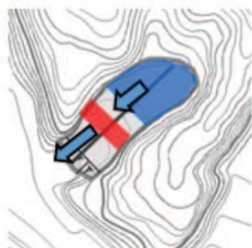
●**判断基準**：盛土間の離隔が $2H$ 以内
土石の堆積の空地と同様に、崩壊事例に基づく崩土の移動距離より盛土間の離隔を想定。一方の盛土が崩壊することによって、他方の盛土の排水機能等を損なわせ、盛土が不安定化することが考えられる。

【腹付け盛土】



●**判断基準**：盛土間の離隔が $5h$
治山技術基準等に示される崩壊土砂の到達範囲をもとに盛土間の離隔を想定。

【谷埋め盛土】



●**判断基準**：溪流等（**溪床勾配 10° 以上・全幅 50m を基本とする範囲**）において盛土が上下に位置する場合
溪流等の盛土と同様に、土石流が流下するおそれのある溪流の範囲として溪床勾配 10° 以上の範囲を想定。
本範囲に盛土の一部があれば、他の盛土と一体的な挙動を示しうるケースに該当。

物理的一体性の「近接」に該当し得るケース

「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」より

18

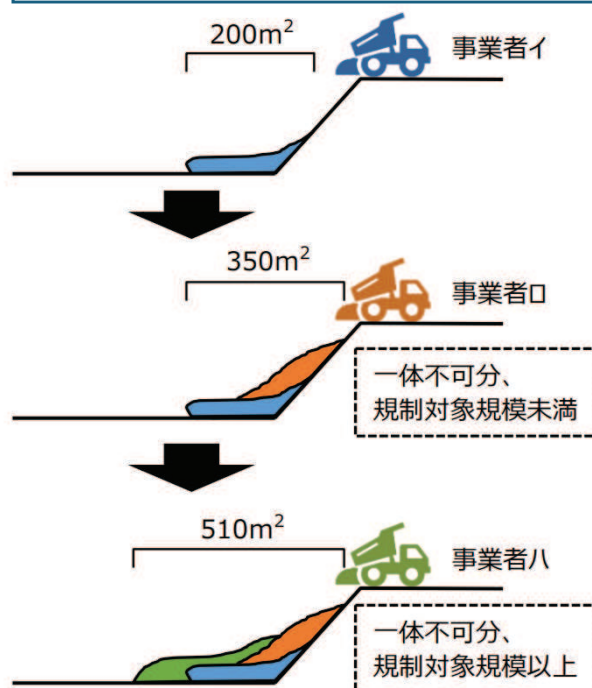
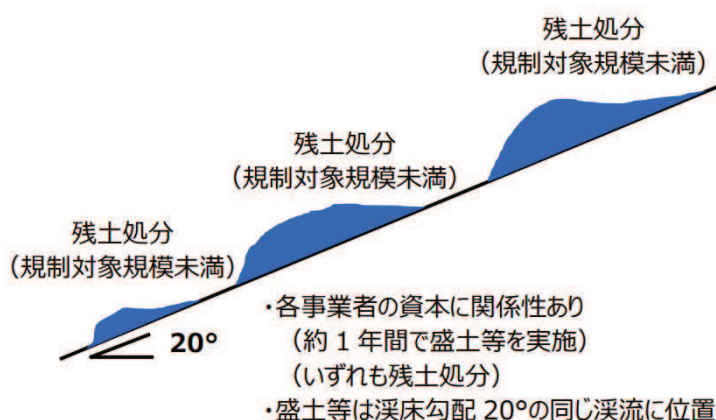
2-2 許可対象の考え方

2 盛土規制法の規制対象について

盛土等の一体性の判断

「事業者の同一性」が認められ、
かつ「物理的一体性」も認められる場合

「事業者の同一性」が認められない場合であっても、複数の事業者が同じ土地に盛土等を行い、
一体不可分の盛土等が形成された場合



一体の盛土等と認められる場合の例

「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」より

19

2-3 許可を要しない工事

2 盛土規制法の規制対象について

許可の対象となる規模の工事であっても、その工事に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事や他の法令等により確認が行われる工事は**許可不要**となっている。

■ 災害発生のおそれがないと認められる工事（１） ■

○各種法令の規定により受けた許可等に基づいて行われる工事

⇒以下に示すとおり。

なお具体的な許可等の該当条項については、政令第5条及び省令第8条を参照のこと。

鉱山保安法

鉱業法

採石法

砂利採取法

土地改良法

火薬類取締法

家畜伝染病予防法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

土壌汚染対策法

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

20

2-3 許可を要しない工事

2 盛土規制法の規制対象について

■ 災害発生のおそれがないと認められる工事（２） ■

○森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

⇒林道、「森林作業道作設指針」等の指針に基づき整備される森林作業道や土場等

○国若しくは地方公共団体または次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

⇒「次に掲げる法人」は以下のとおり

地方住宅供給公社

土地開発公社

日本下水道事業団

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

独立行政法人水資源機構

独立行政法人都市再生機構

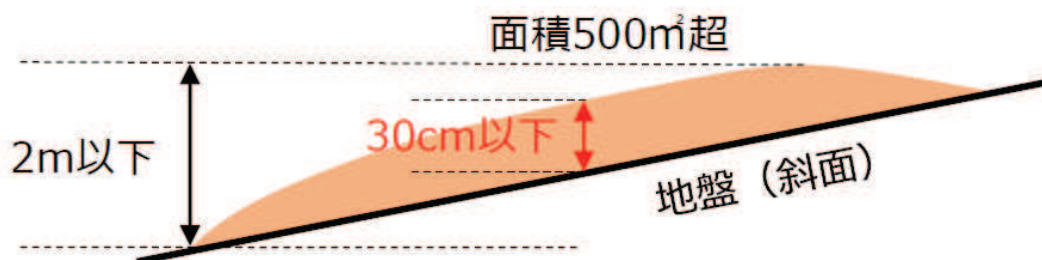
21

2-3 許可を要しない工事

2 盛土規制法の規制対象について

■ 災害発生のおそれがないと認められる工事（3） ■

- 高さ2m以下かつ盛土または切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの



高さ：盛土の最下端と最上端の標高差（最大高低差）

前後の地盤面の標高の差：同一位置における地盤と盛土等の鉛直方向の標高差（盛土の厚さ）

全ての条件を満たす場合は、**面積の規模に関わらず許可不要**となる。

22

2-3 許可を要しない工事

2 盛土規制法の規制対象について

■ 災害発生のおそれがないと認められる工事（4） ■

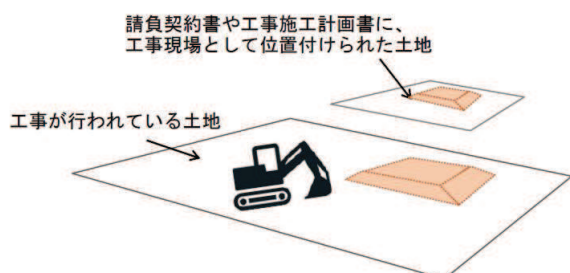
- 次のいずれかに該当する土石の堆積

- ・土石の堆積を行う土地の**面積が300m²を超えないもの**
- ・土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面の**標高との差が30cmを超えないもの**
- ・工事の施工に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石または発生した土石を当該工事の**工事の現場**または**工事の現場の付近**に堆積するもの

◆ 工事の現場

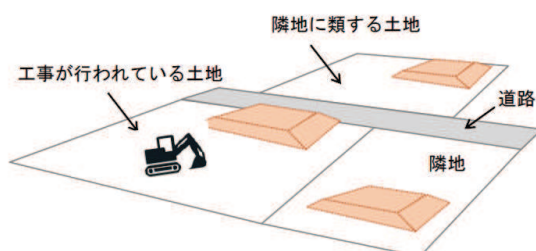
工事が行われている土地を指す。

なお、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地を含む。



◆ 工事の現場の付近

本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地を指す。



23

2-3 許可を要しない工事

2 盛土規制法の規制対象について

■ 公共施設用地における工事 ■

公共の用に供する施設：道路、公園、河川その他政令または省令で定める公共の用に供する施設

⇒政令または省令で定める施設

砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に規定する防衛施設

国または地方公共団体が管理する次の施設

学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

※公共施設用地とは、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含む。

※公共施設のための工事で発生した土砂を、工事現場以外の土地で残土処分等を行う場合は、**規制対象**となる。

24

2-3 許可を要しない工事

2 盛土規制法の規制対象について

■ その他法の対象外となる行為（１） ■

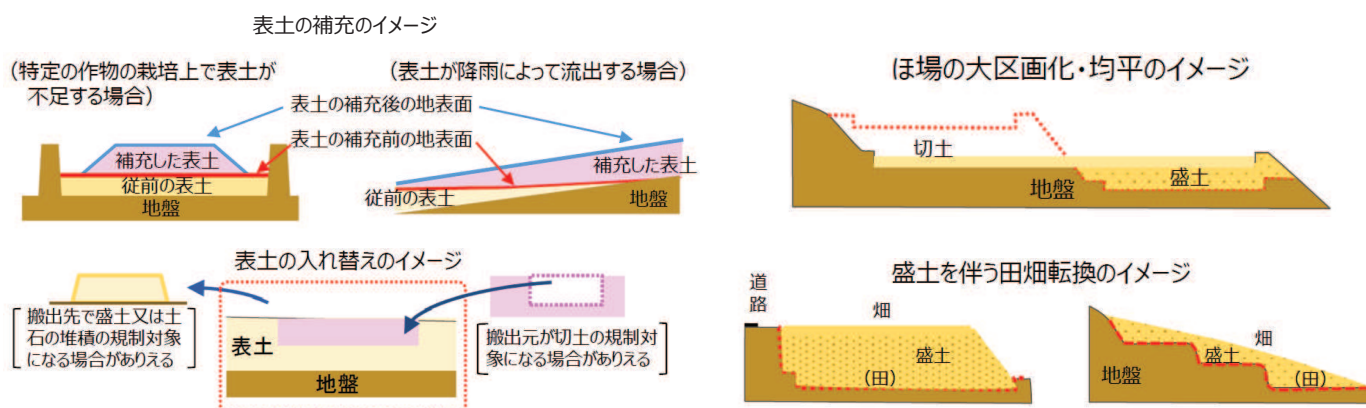
○グランド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等

○主に土石に該当しない商品または製品を製造する工場等の敷地内において、原材料となる土石を堆積するもの

○農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為

⇒通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充、表土の入れ替え、暗きょ排水の新設及び改修等

※通常の営農行為に当たらない、ほ場の大区画化や盛土を伴う田畑転換などは**規制対象**になり得る



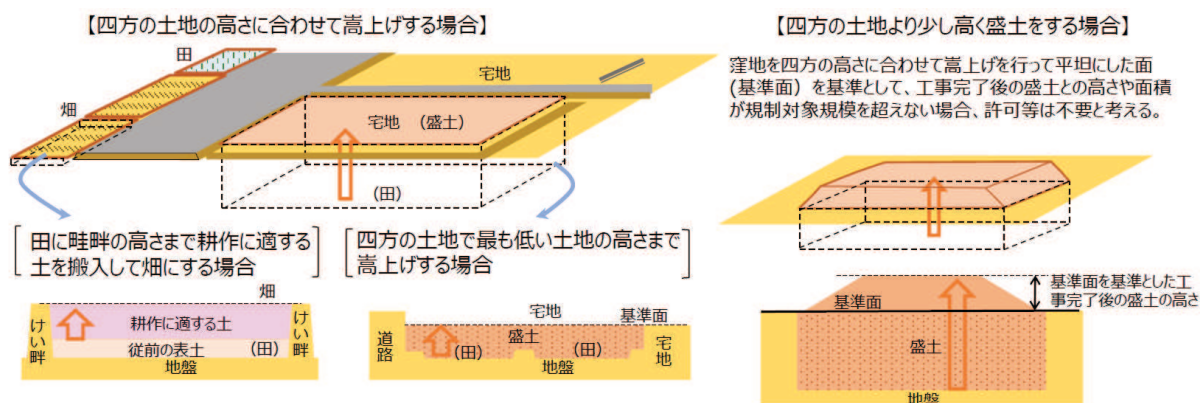
25

2-3 許可を要しない工事

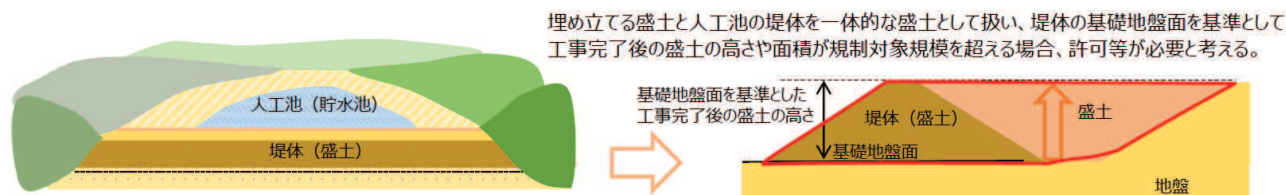
2 盛土規制法の規制対象について

■ その他法の対象外となる行為（２） ■

○屋内で行われる盛土や、四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にするもの及び平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えないもの。



※ただし、規制対象になり得る工事として、盛土による堤体を有する人工池を埋めるものなど、当該堤体も一体的な盛土として扱うことが妥当な場合は、堤体の基礎地盤面を基準として高さや面積が規制対象規模となるか判断する。



26

2-3 許可の特例

2 盛土規制法の規制対象について

■ 許可の特例 ■

● 国または都道府県等の特例

- ✓ 国または都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされる。
- ✓ これ以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要がある。
- ✓ ただし、協議であっても適用される技術的基準は許可と同等である。

● みなし許可

- ✓ 都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされる。都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出も同様。
- ✓ ただし、みなし許可の工事においても、盛土規制法に基づく以下の手続き等は必要。
 - 定期報告
 - 中間検査の受検
 - 標識の掲示

27

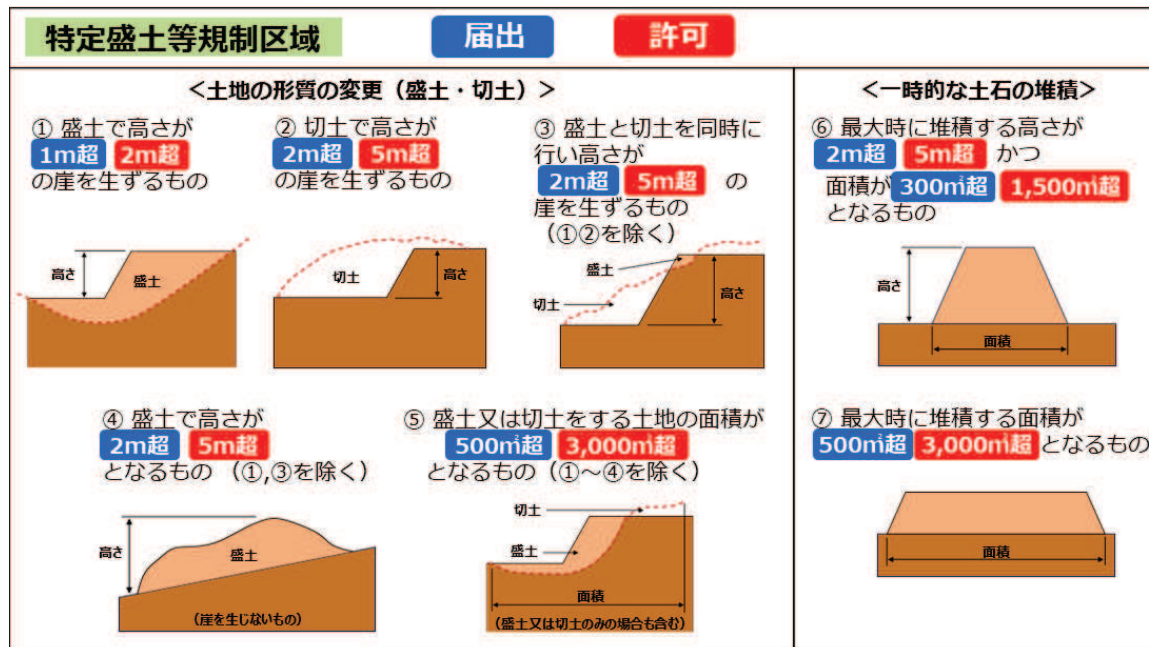
2-4 届出を要する工事

2 盛土規制法の規制対象について

■ 届出を要する工事（１） ■

● 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出

- ✓ 特定盛土等規制区域内において行われる盛土等の工事のうち、一定の規模の工事については、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する30日前までに許可権者に届け出る必要がある。



28

2-4 届出を要する工事

2 盛土規制法の規制対象について

■ 届出を要する工事（２） ■

● 擁壁等の除却工事の届出

- ✓ 以下のア～エいずれかの施設の全部又は一部の除却工事を行う場合は、その工事の着手日の14日前までに許可権者に届け出なければならない。

（盛土規制法の許可※を受けている場合、届出不要）

※変更許可及び軽微な変更の届出を含む

- ア 高さが2mを超える擁壁
- イ 高さが2mを超える崖面崩壊防止施設
- ウ 地表水等を排除するための排水施設
- エ 地すべり抑止ぐい

等

● 公共施設用地の転用の届出

- ✓ 公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、その転用した日から14日以内に許可権者に届け出なければならない。

（盛土規制法の許可※を受けている場合、届出不要）

※変更許可及び軽微な変更の届出を含む

29

2-4 届出を要する工事

■届出を要する工事（3）■

● 既に行われている工事の届出

- ✓ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域内において既に行われている盛土等に関する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に許可権者に届け出なければならない。
- ✓ 届出が必要な工事の規模は、宅地造成等工事規制区域において許可が必要となる規模と同等。
- ✓ 届出を受理した後 工事主の氏名、土地の所在等を公表

長野県・長野市・松本市では、令和7年5月26日に規制区域指定予定。

【既に行われている盛土等に関する工事の届出期間】

令和7年 5月26日（月）～ 令和7年 6月16日（月）

2-5 許可と届出の規模の整理

区域	行為	届 出	許 可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	同 左	許可対象すべて
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

年金①



加入推進ニュース



一般社団法人 長野県農業会議
令和7年6月13日 <No.3>

☆ 5月の新規加入実績

5月の新規加入者は、下表のとおり6市町村で、6人となりました。

長野市では、4月に続き保険料の引き下げ（保険料月額 10,000 円～）を利用した加入が1名ありました。若い農業者への加入推進では 10,000 円から加入いただき、経営が安定した段階で掛金を増額するようお勧めいただくと負担感を減らすことができますと思います。

農業者年金は複利運用です。長い期間加入いただくことで、元本が徐々に増える仕組みです。多くの農業者の方に制度を知っていただけるよう、引き続きお力添えをお願いします。

表：5月の新規加入者数

(単位：人)

市町村名	新規加入者			市町村名	新規加入者		
	全体	20～39 歳	女性		全体	20～39 歳	女性
松川町	1	1		千曲市	1	1	
長野市	1	1		中野市	1	1	1
須坂市	1			木島平村	1	1	
合計6市町村					6	5	1

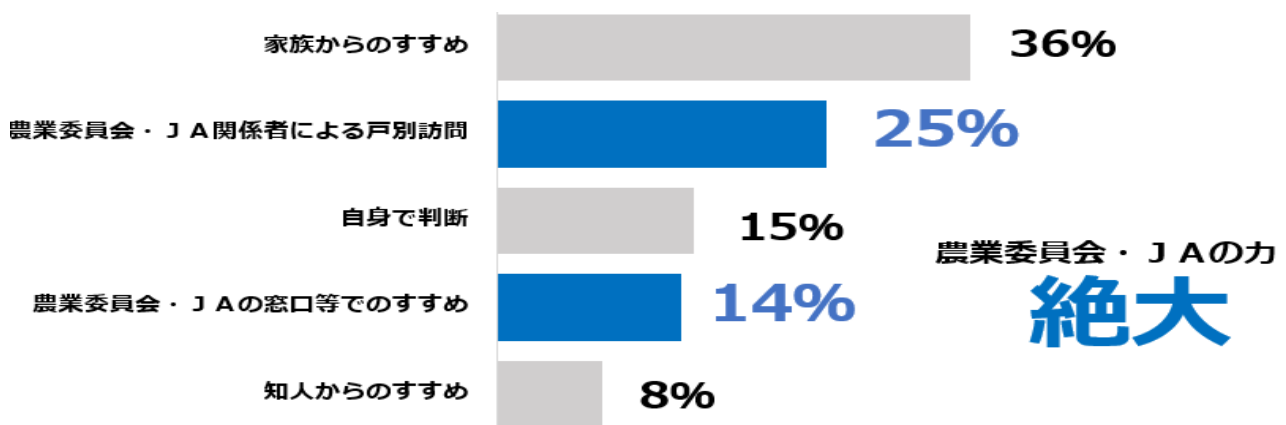
☆ 令和7年度加入推進の取組方針を決定！

6月13日に開催された県農業会議の常設審議委員会において、県農業会議、JA長野中央会及び県農業者年金推進協議会の連名による「令和7年度における農業者年金加入推進の取組方針」が決定されました。

本年度も、若い農業者及び女性農業者に重点をおいた加入推進により、139人の新規加入者の確保を目指してまいりましょう。

県段階の関係団体では、市町村開催の研修会・会議等への説明者の派遣、普及資材（チラシ等）の作成・配付など、加入推進に向けた活動を支援してまいりますので、引き続きの推進をよろしくお願いします。

☆ 農業者年金 加入の決め手は？



出典：独立行政法人農業者年金基金（令和6年度実績）

令和7年度 農業者年金の新規加入実績

(令和7年5月末日現在)

(単位：人)

市町村名	令和7年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性
小諸市	2	2	1						
佐久市	4	3	2						
小海町	1	1	1						
佐久穂町	1	1	1						
川上村	7	6	3						
南牧村	3	3	2						
南相木村	1	1	1						
北相木村	1	1	1						
軽井沢町	1		1						
御代田町	2	1	1						
立科町	1	1	1						
佐久計	24	20	15	0	0	0	0	0	0
上田市	3	2	1						
東御市	2	2	1						
長和町	1	1	1						
青木村	1	1	1						
上田計	7	6	4	0	0	0	0	0	0
岡谷市	1	1	1						
諏訪市	1	1	1						
茅野市	2	1	1						
下諏訪町	1		1						
富士見町	1	1	1	1			○		
原村	2	2	1						
諏訪計	8	6	6	1	0	0	1	0	0
伊那市	2	1	1						
駒ヶ根市	1	1	1						
辰野町	1	1	1						
箕輪町	1	1	1						
飯島町	1	1	1						
南箕輪村	1	1	1						
中川村	1	1	1						
宮田村	1	1	1						
上伊那計	9	8	8	0	0	0	0	0	0
飯田市	5	3	2	3	1	2			○
松川町	3	2	1	2	1				
高森町	2	1	1						
阿南町	1		1						
阿智村	1	1	1						
平谷村	1	1							
根羽村	1								
下條村	1	1	1						
売木村	1								
天龍村	1		1						
泰阜村	1		1						
喬木村	1	1	1	1			○		
豊丘村	1	1	1						
大鹿村	1	1	1						
南信州計	21	12	12	6	2	2	1	0	1

市町村名	令和7年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性
上松町	1	1	1						
南木曽町	1	1	1						
木曽町	1	1	1						
木祖村	1	1	1						
王滝村	1								
大桑村	1		1						
木曽計	6	4	5	0	0	0	0	0	0
松本市	8	5	4	2		1			
塩尻市	3	2	2	2	1				
安曇野市	4	3	2						
麻績村	1	1	1						
生坂村	1	1	1						
山形村	2	1	1						
朝日村	1	1	1						
筑北村	1	1	1						
松本計	21	15	13	4	1	1	0	0	0
大町市	1	1	1						
池田町	1	1	1						
松川村	1	1	1						
白馬村	1	1	1						
小谷村	1	1	1						
北アルプス計	5	5	5	0	0	0	0	0	0
長野市	7	3	3	3	3	2		○	
須坂市	4	2	2	4	2	3	○	○	○
千曲市	2	1	1	3	2		○	○	
坂城町	1	1	1						
小布施町	3	1	1	2	2	1		○	○
高山村	1	1	1						
信濃町	1	1	1						
飯綱町	2	1	1						
小川村	1		1						
長野計	22	11	12	12	9	6	2	4	2
中野市	8	4	3	8	3	4	○		○
飯山市	2	1	1	1	1			○	
山ノ内町	3	2	2	1					
木島平村	1	1	1	1	1		○	○	
野沢温泉村	1	1	1						
栄村	1	1	1						
北信計	16	10	9	11	5	4	2	2	1
県計	139	97	89	34	17	13	6	6	4

24%

8%

は、令和7年度目標数を達成した市町村。

一般社団法人長野県農業会議常設審議委員 名簿

(令和7年6月3日現在)

区分	氏 名	所 属 等	備考
4項1号	市川 覚	佐久市農業委員会会長	
〃	小山田 武	小諸市農業委員会会長	
〃	片岡 正夫	上田市農業委員会会長	
〃	小泉 幸善	諏訪市農業委員会会長	
〃	氣賀澤道雄	駒ヶ根市農業委員会会長	
〃	高田 清人	飯田市農業委員会会長	
〃	高橋 徳	南木曾町農業委員会会長	
〃	田中 悦郎	松本市農業委員会会長	
〃	佐原 悦司	安曇野市農業委員会会長	
〃	伊藤 宏昭	大町市農業委員会会長	
〃	保木野幸雄	千曲市農業委員会会長	
〃	神林 利彦	須坂市農業委員会会長	
〃	青木 保	長野市農業委員会会長	
〃	増田 善行	中野市農業委員会会長	
〃	沼田 浩子	飯山市農業委員会会長	
4項2号	望月 雄内	学識経験者 (前長野県議会議員)	
〃	依田 明善	学識経験者 (長野県議会議員)	6/3就任
〃	峯村 勝盛	学識経験者 (飯綱町長)	
〃	浅田みさ子	学識経験者 (長野県農業委員会女性協議会会長)	
〃	高林 敬子	学識経験者 (長野県農業委員会女性協議会副会長)	
〃	小林 文彦	学識経験者 ((一社)長野県農業会議 前専務理事・事務局長)	
〃	伊藤 洋人	学識経験者 ((一社)長野県農業会議専務理事兼事務局長)	
5項2号	神農 佳人	長野県農業協同組合中央会会長	
5項3号	中村 光男	長野県農業共済組合常務理事	
5項4号	眞島 実	長野県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会副会長	
〃	宮澤 清志	長野県信用農業協同組合連合会経営管理委員	
〃	長谷川孝治	全国農業協同組合連合会長野県本部長	
5項5号	小林 安男	公益財団法人長野県農業開発公社理事長	
〃	平林 孝保	長野県土地改良事業団体連合会常務理事	
〃	武重 正史	公益社団法人長野県農業担い手育成基金専務理事	